官報 号外

昭和二十七年三月二十八日

○第十三回国会 衆議院会議録第二十六号

昭和二十七年三月二十八日（金曜日）
議事日程　第二十五号
午後一時開議
第一　農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
第二　農業改良助長法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

●本日の会議に付した事件
日程第一　農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
日程第二　農業改良助長法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案（内閣提出）
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案（内閣提出）
造せん金財証税法の一部を改正する法律案（内閣提出）
国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
夏時刻法を廃止する法律案（中曽根康弘君外七十四名提出）
夏時刻法を廃止する法律案（船越弘君外十一名提出）

午後一時四十九分開議

○議長（林讓治君）　これより会議を開きます。

第一　農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

○議長（林讓治君）　日程第一、農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年三月二十七日
参議院議長　佐藤　尚武
衆議院議長林讓治殿
（――は参議院修正）

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則に次の一項を加える。
4　農林漁業者の共同利用に供する施設の造成に必要な資金のうち農業倉庫（木炭又は繭の保管を主たる目的とするものを除く。）の造成に係る資金であつて、昭和二十七年度において貸付を行うものの利率は、第三條の規定にかかわらず、年四分とする。

○議長（林讓治君）　本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（林讓治君）　御異議なしと認めます。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第二　農業改良助長法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

○議長（林讓治君）　日程第二、農業改良助長法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

農業改良助長法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年三月二十七日
参議院議長　佐藤　尚武
衆議院議長林讓治殿
（小字は参議院修正）

農業改良助長法の一部を改正する法律案を次のように修正する。

第三條の二　都道府県農業試験場は、この法律の目的を達成するために行う試験研究に関し、農林省の試験研究機関に対して、必要な助言と協力とを求めることができる。
（農林省の試験研究機関の協力）

第十四條第一項を次のように改める。

本章の規定により補助金を交付される「協同農業普及事業」とは、左に掲げるものをいう。

一　専門技術員及び改良普及員を置くこと。

二　専門技術員又は改良普及員の巡回指導、農場展示、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、農民に対し農業又は農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行うこと。

三　農業講習施設による改良普及員の養成及び研修並びに農業又は農民生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者及びその他専門技術員又は改良普及員に協力して農業又は農民生活の改善を推進する農民の育成を行うこと。

四　前二号の事業の遂行に必要な施設を整備すること。

第十四條の次に次の二條を加える。

昭和二十七年三月三十一日　第三種郵便物認可

（専門技術員及び改良普及員）

第十四條の二　都道府県は、○協同農業普及事業を行うために、専門技術員及び改良普及員を置く。

2　専門技術員は、試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について、調査研究をするとともに改良普及員を指導する。

3　改良普及員は、直接農民に接して農業又は農民生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導にあたる。

（国庫負担）

第十六條の二　農林大臣は、第十四條第一項第一号○の協同農業普及事業に係る補助金の都道府県別割当については、左の各号の規定に従つて決定しなければならない。

一　当該予算総額の三割は、各都道府県に配分する。

二　当該予算総額の三割は、各都道府県の農業人口に応じて各都道府県に配分する。

三　当該予算総額の二割は、各都道府県の耕地面積に応じて各都道府県に配分する。

四　当該予算総額の二割は、天災のため又は農業資源の開発が不十分なために協同農業普及事業を施行することが困難な都道府県及び農業の発展のため緊急に協同農業普及事業の施行を必要とする都道府県に配分する。

（都道府県の負担）

第十六條の三　第十三條第一項の規定により都道府県に交付される補助金の額が、第十四條第一項第一号○の協同農業普及事業に係るものについては、当該都道府県においてその事業を維持するためその年度に支出する都道府県費の借額をこえるとき、同項第二号及び第三号の協同農業普及事業に係るものについては、当該都道府県においてその事業を維持するためその年度に支出する都道府県費に相当する額をこえるときは、それぞれ、そのこえる部分については、当該都道府県は、これを受領することができない。

○議長（林讓治君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林讓治君）　起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案、当せん金附証票法の一部を改正する法律案、国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案、右四案を一括議題となし、この際委員長の報告を求められんことを望みます。

○議長（林讓治君）　福永君の動議に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林讓治君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案、当せん金附証票法の一部を改正する法律案、国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事浅香忠雄君。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律

（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部改正

第一條　閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「連合国最高司令官の要求に基き、」を削る。

第二條を削り、第一條の二を第二條とする。

第五條第六項を削る。

第十八條の二を削る。

第十九條第一項中「連合国最高司令官の要求に基き」を削る。

第十九條の八から第十九條の二十四までを削る。

第二十條第二項を削る。

第二十四條を削り、第二十三條の二を第二十四條とする。

第二十九條の二中「左の各号の一に該当する者」を「第二條の規定による指定があつたことを知りながら、第七條第一項の規定に違反して報告をせず若しくは虚偽の報告をし又は特殊清算人の要求に係る財産を引き渡さなかつた者」に改め、同條各号を削る。

第三十條中「左の各号の一に該当する者」を「第五條第五項の規定に違反した者」に改め、同條各号を削る。

第三十一條の二を削る。

第三十二條中「第二十九條の二第二号又は第三十條第一号」を「第二十九條の二又は第三十條」に改める。

（閉鎖機関整理委員会令の一部改正）

第二條　閉鎖機関整理委員会令（昭和二十二年勅令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十四條中「昭和二十一年勅令第五百六十七号（会社の証券保有制限等に関する勅令）第十一條及び」を削る。

第十六條第二項を削る。

第二十條を次のように改める。

第二十條　整理委員会は、大蔵大臣の命令によつて解散する。

前項に定めるもののほか、整理委員会の解散に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第二十二條を削り、第二十三條を第二十二條とし、第二十四條を第二十三條とする。

（閉鎖機関に関する債権の時効等の特例に関する政令の一部改正）

第三條　閉鎖機関に関する債権の時効等の特例に関する政令（昭和二十三年政令第二百六十四号）の一

部を次のように改正する。
第三条を削る。
（旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正）
第四条　旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。
第一条及び第二条第一項第一号中「連合国最高司令官の要求に基き、」を削る。
第二十五条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とする。
第三十四条の三第四項中「法律」を「別に法律」に改める。
（国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の一部改正）
第五条　国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令（昭和二十五年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。
第一条中「国外居住外国人に対する債務」の下に「（旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）第二条第一項第一号に規定する在外会社の債務以外の債務で日本国との平和条約の最初の効力発生の日以後生じたもの並びに」を加える。
第七条中「別に」を削る。
第九条を次のように改める。
第九条　削除
第十条第一項中「前条第四項の規定により寄託する場合を除く外、」を削り、「承諾書」を「還付を承諾する旨の承諾書（以下「承諾書」という。）」に改め、同条第二項中「前条第四項又は」を削る。
第十二条中「附則第四項」を「附則第三項」に改める。
第十三条中「（昭和二十四年政令第二百九十一号）」を削る。
第十四条を削る。
附則第二項から附則第五項までを次のように改める。
2　この政令施行前国外居住外国人に対する債務の弁済のため供託した供託者は、その供託した供託物が金銭である場合において当該債務が国外居住外国人に対する債務であることの法務大臣の認定を受けたときは、法務府令、大蔵省令で定めるところにより、その供託金を保管する供託所に対しこれを東京法務局に保管替することを請求することができる。
3　前項の規定による法務大臣の認定があつたときは、第三条第一項の認定があつたものとみなす。
（国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の一部改正に伴う経過規定）
第六条　改正前の国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令（以下本条において「旧令」という。）第九条及び第十四条の規定は、この法律施行前旧令第九条第二項の規定によりされた使節団の請求、当該請求に基く法務大臣の措置及び当該措置としての命令を受けた供託者については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。
2　旧令附則第三項から附則第五項までの規定は、この法律施行前旧令附則第二項の規定によりされた法務大臣の命令、当該命令に係る措置及び当該措置を命ぜられた供託者については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。
3　旧令第十二条の規定は、前項の規定によりなおその効力を有する旧令附則第四項の規定により旧令第三条第一項の認定があつたものとみなされた債務の弁済のためにする供託及び当該供託に係る供託物の還付については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。
（日本証券取引所の有価証券売買取引事業特別会計に属する財産の管理に関する件の一部改正）
第七条　日本証券取引所の有価証券売買取引事業特別会計に属する財産の管理に関する件（昭和二十二年大蔵省令、司法省令第一号）の一部を次のように改正する。
第一条第二項中「閉鎖機関整理委員会」を「大蔵大臣の選任する清算人（以下清算人という。）」に改める。
第二条中「閉鎖機関整理委員会」を「清算人」に改める。
第三条第二項中「大蔵大臣及び司法大臣」を「法務総裁及び大蔵大臣」に改める。
（将来存続すべき命令）
第八条　第一条から第五条まで及び前条に規定する命令並びに左に掲げる命令及び命令の規定は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。
一　明治三十九年法律第二十四号官国幣社経費に関する法律廃止等の件（昭和二十一年勅令第七十一号）附則第六項
二　軍需金融等特別措置法等の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第二百八十三号）附則第二項及び第三項
三　横浜正金銀行の旧勘定の資産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百八十八号）
四　外国為替資産の分離保管に関する勅令を廃止する政令（昭和二十五年政令第三十五号）附則第二項
五　日本銀行に対する外国通貨等の引渡に関する勅令を廃止する政令（昭和二十五年政令第二百二十四号）附則第二項から附則第四項まで
六　閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に関する政令（昭和二十五年政令第三百五十六号）
七　特定在外活動閉鎖機関等の引当財産の管理に関する政令（昭和二十五年政令第三百六十九号）
八　特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）
九　会社の解散の制限等に関する勅令を廃止する政令（昭和二十六年政令第二百四十七号）附則第八項
十　持株会社整理委員会令の廃止に関する政令（昭和二十六年政令第二百六十一号）
十一　学校及び保育所の給食用ミルクの譲与並びにこれに伴う財政措置に関する政令（昭和二十六年政令第三百七号）
十二　外貨債処理法等の廃止及び外国為替管理法等中改正の件（昭和二十年大蔵省令第百一号）附則第二項及び第四項
十三　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く中

国銀行（中華民国法人）大阪支店の業務及び財産の管理に関する省令を廃止する省令（昭和二十四年大蔵省令第十号）附則第三項及び第四項

（命令の廃止）

第九條　左に掲げる命令は、廃止する。

一　戦争終結後復員した陸海軍の軍人等に対し支給した退職賞與金の国庫返納に関する件（昭和二十一年勅令第百五号）

二　臨時軍事費特別会計の終結に関する件（昭和二十一年勅令第百十号）

三　軍人及び軍属に交付せられた臨金国庫債券を無効とすることに関する件（昭和二十一年勅令第百十二号）

四　会社の証券保有制限等に関する勅令（昭和二十一年勅令第百六十七号）

五　ジエー・アンド・ピー・コウツ・リミテツドに対する財産の返還に関する政令（昭和二十四年政令第四十六号）

六　金、外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令（昭和二十四年政令第五十二号）

七　日本ナショナル金銭登録機販売株式会社に対する財産の返還に関する政令（昭和二十四年政令第三百七十四号）

八　三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役職員の就職制限等に関する政令（昭和二十五年政令第三百四十号）

九　指定外国証券の報告に関する政令（昭和二十六年政令第二百五十九号）

十　日本カタン糸株式会社の再設立に関する政令（昭和二十六年政令第三百二十九号）

十一　通貨等製造工場管理規則（昭和二十一年大蔵省令第二十八号）

十二　軍人軍属になつた帰郷旅費の国庫返還に関する件（昭和二十一年大蔵省令第七十三号）

十三　連合国占領軍の発行する「A」号円表示軍票の取締等に関する件（昭和二十一年大蔵省令第七十七号）

十四　外国人出資の報告に関する件（昭和二十一年大蔵省令第百二十号）

十五　外国に本店を有する会社の本邦内にある支店、出張所等の報告に関する件（昭和二十二年大蔵省令第九号）

十六　皇族に対し租税に関する法令を適用する場合に関する件（昭和二十二年大蔵省令、内務省令第一号）

十七　イースト・エイジヤ・ミツションの財産に関する件（昭和二十二年大蔵省令、司法省令第四号）

十八　在外会社等の本邦内にある支店、出張所、その他の事務所の債借対照表の提出に関する省令（昭和三十三年大蔵省令第六十五号）

十九　ハンス・ゼーリツヒの財産の登記に関する命令（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令第二号）

二十　株式会社イリス商会の財産に関する命令（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令第三号）

二十一　ドイツ国有限会社ハインリツヒ・コツペルスの不動産移転に関する命令（昭和二十四年大蔵省令、法務庁令第一号）

二十二　スタンダード・ブランヴ・オブ・エシア・インコーポレーテツド及びドツドウエル・エンド・コムパニー・リミテツドに関する命令の抹消に関する命令（昭和二十四年法務府令、大蔵省令第二号）

（廃止した命令に関する経過規定）

第十條　旧臨時軍事費特別会計所属の歳入金又は歳出金であつて、昭和二十五年度以降において収納又は支出若しくは支拂の判明した金額については、当分の間、これを旧臨時軍事費特別会計分として別途に整理し、振え置くものとする。

2　前項の場合において、内閣は、旧臨時軍事費特別会計の歳入歳出の決算額と前項の規定による每会計年度の整理金額（旧臨時軍事費特別会計の終結に関する件第三條第二項の規定による整理金額を含む。）との合計額の計算書を調製し、これを当該年度の一般会計の歳入歳出決算に添附して国会に提出しなければならない。

第十一條　旧会社の証券保有制限等に関する勅令第十七條の二第二項（同令第十七條の四第二項において準用する場合を含む。）において準用する同令第二條第一項第一号又はハの規定により株式の取得を認められた会社がこの法律施行の際当該株式を所有する場合における当該株式の取得及び所有並びに当該株式についての議決権の行使については、同令第十七條の二第一項（同令第十七條の四第二項において準用する場合を含む。）において準用する同令第二條第二項から第四項までの規定（これに係る罰則の規定を含む。）は、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

第十二條　帝国製糸株式会社が旧ジエー・アンド・ピー・コウツ・リミテツドに対する財産の返還に関する政令（以下本條において「旧令」という。）第四條の規定により富士紡績株式会社から無償で財産の譲渡を受けたことに因り生じた益金に対する法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）上の取扱については、なお従前の例による。

2　富士紡績株式会社が旧令第四條の規定により無償で帝国製糸株式会社に譲渡したことに因り生じた損金に対する法人税法又は地方税法上の取扱については、なお従前の例による。

第十三條　第六條に規定する場合を除く外、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四條　第六條及び前四條に定めるものを除く外、この法律の施行に伴う必要な経過的措置は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。但し、第九條第二号及び第十條の規定は、公布の日から施行し、第十條の規定は、昭和二十五年度以降の旧臨時軍事費特別会計所属の歳入金又は歳出金の整理について適用する。

2　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第五十号を削り、同條第五十一号を同條第五十号とする。

第五十條中「第五十号」を「第四十九号」に改める。

第五十三條第三号を削り、同條第四号を同條第三号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案に対する修正案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案に対する修正

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「但し、」の下に「第二條中閉鎖機関整理委員会令第二十條の改正規定、第七條、」を加える。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案

昭和二十七年三月二十八日　衆議院会議録第二十六号

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律

（連合国財産の返還等に関する政令の一部改正）

第一條　連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。

目次中第十二條を「第十一條」に、「第十一條の二」を「第十二條」に、「第二十六條」を「第二十五條の二」に改める。

第一條中「連合国最高司令官の要求」を「日本国との平和條約第十五條及び第十七條の規定」に改める。

第二條第二項各号を次のように改める。

一　日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国（以下「連合国」という。）

二　連合国の公共団体又はこれに準ずるもの

三　連合国の国籍を有する者

四　連合国の法令に基き設立された法人その他の団体

五　前号に掲げるものを除く外、営利を目的とする法人その他の団体で前各号若しくは本号に掲げるものがその株式若しくは持分（当該法人その他の団体の役員が前各号又は本号に掲げるものの計算において有する株式又は持分を除く。）の全部を有するものその他の団体で前各号若しくは本号に掲げるものが支配するもの

第二條第三項各号を次のように改める。

一　旧敵産管理法施行令（昭和十六年勅令第千四百七十九号）第四條第一項に規定する敵産管理人（以下「旧敵産管理人」という。）が選任された際その管理に付せられた財産（旧捕獲審検令（明治二十七年勅令第百四十九号）に基く捕獲審検所又は高等捕獲審検所の捕獲の検定があった財産（以下「捕獲の検定があった財産」という。）を除く。）で、当該管理に付せられた時において連合国人等（前項第一号中「日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国」とあるのを「日本国との平和條約の署名国及び同條約第二十六條に規定する国（日本国を除く。）」と読み替えた場合において、同項各号に掲げるものに該当するものをいう。以下同じ。）であった者が当該時において有していたもの

二　前号に掲げる財産で旧外貨債処理法（昭和十八年法律第六十号）第二條第一項の規定により借り換えられた外貨債以外のもの（以下本号において「第一号財産」という。）から生じた天然果実又は第一号財産に起因して取得された財産のうち、当該第一号財産が旧敵産管理人の管理に付せられた時後生じ、又は取得されたもので、当該第一号財産をその時において有していた者（当該第一号財産がその時後包括承継の方法のみにより移転した場合において当該第一号財産を取得した者を含む。）がその生じ、又は取得された時に取得したもの

三　前号に掲げる財産（以下本号において「第二号財産」という。）から生じた天然果実又は第二号財産に起因して取得された財産で、当該第二号財産が生じ、又は取得された時に当該第二号財産を取得した者（当該第一号財産が包括承継の方法のみにより移転した場合において当該第二号財産を取得した者を含む。）がその生じ、又は取得された時に取得したもの

四　捕獲の検定があった財産のうち、捕獲審検所の検定の再審査に関する法律（昭和二十七年法律第　号）の規定により連合国人に所有権が回復されたもので主務大臣が指定するもの

五　第一号から第三号までに掲げるもの及び捕獲の検定があった財産を除く外、昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月二日までの期間内のいずれかの時において本邦内にあり、且つ、主務大臣が第十二條第二項の規定による認定の請求に基き同期間内において政府又は日本人による不当な取扱に因り侵害されたと認定した財産のうち、その侵害があった時において連合国人等であった者が当該時において有していたもので主務大臣が指定するもの

六　日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属する資金

第二條第四項第一号中「返還請求権者に」を「、同項第二号、第五号及び第八号を削り、同項第

り、同項第七号中「財産」の下に「及び第十二條の三第五項、第十七條第三項又は第十七條の二の規定による告示があつた財産」を加え、同号を同項第二号とし、同項第三号を同項第九号とし、同項第四号中「第二十條第二項（同令第二十條の二第十二項又は第三十二條第四項において準用する場合を含む。）」を「第十八條第四項、第十九條第一項若しくは第三十二條第三項」に改め、「通知」の下に「若しくは同令第三十二條第五項の規定による告示」を加え、同号を同項第三号とし、同項第六号を同項第十号とし、同項に第四号から第八号までとして次のように加える。

四　旧敵産管理人が選任された際その管理に付せられた財産で第二項第一号中「日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国」とあるのを「日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国（日本国を除く。）」と読み替えた場合において、同項第五号に掲げるものに該当する法人で営利を目的とするもの（以下「連合国等支配法人」という。）が当該管理に付せられた時に有していたもの及び前項第二号又は第三号に掲げる財産でこれらの財産が生じ、又は取得された時に連合国等支配法人が取得したもののうち、当該法人の株式又は持分が連合国財産である株式の回復に関する政令第十八條第四項、第十九條第一項、第二十條の二第五項若しくは第六項若しくは第三十二條第三項の規定又は第三十三條第一項第一号若しくは第五号若しくは同條第四項の規定により回復又は返還されたことに因り連合国人等が当該法人の経営を支配することとなつた時に当該法人が有していたもの

五　前項第一号から第三号までに掲げる財産である現金のうち、第八條第一項の規定により選任された管理人が管理していないもの及び日本銀行の特殊財産管理勘定に拂い込まれたもの

六　日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属する資金の拂いもどし請求権

七　旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十九号）第三條第一項又は第四條の規定により元金又は利子の支拂義務についても有効なものとされた外貨債又はその利札

八　土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律により土地等を收用することができる公共の利益となる事業の用に供している土地、建物その他の土地に定着する物件又はこれらのものに関する所有権以外の権利で主務大臣が指定するもの

第二條第五項を次のように改める。

5　第三項第一号から第三号まで及び第五号の規定の適用については、これらの号に掲げる財産である権利で時効の完成、権利を行使することができる期間の経過、権利の放棄又は混同に因り消滅したもののうち、その消滅の際本邦内にあつたものは、消滅せず、且つ、本邦内にあるものとみなし、これらの号に掲げる財産である外貨債で旧外貨債処理法第二條第一項の規定により借り換えられたもののうち、当該借換に際しその証券につき欠あけ、記載事項のまつ消その他当該証券を無効とする行為がされたものは、消滅せず、且つ、本邦内にあるものとみなす。

第三條第一項中「前條第三項第五号から第七号までに掲げる財産を有する者及び」を削る。

第六條第一項を削り、同條第二項中「前項の場合を除く外、」を削り、同項を同條第一項とし、同條第三項を同條第二項とする。

第七條第一項中「第二條第三項第五号から第七号までに掲げる財産以外の」を削り、同條第四項第二号を削り、同項第三号中「第三号又は第四号」を「第二号又は第三号」に、「連合国人」を「者」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第八号」を「第五号」に改め、同項に第三号として次のように加える。

三　第二條第三項第四号に掲げる財産　当該財産について同号の捕獲の検定があつた時

第八條第四項中「第二條第三項第五号から第七号までに掲げる財産以外の」を削る。

第十二條を削り、第三章中第十二條の二の前に次の一條を加える。

（財産の現状の調査の請求の手続及び現状の通知）

第十二條　第七條第四項第一号から第三号までに掲げる財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者又はその者の包括承継人であるものは、主務省令で定める手続により、主務大臣に対して、当該財産の現状の調査を請求することができる。

2　連合国人が昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月二日までの期間における政府又は日本人による不当な取扱に因り財産が侵害され、且つ、当該財産が同期間内のいずれかの時において本邦内にあつたと認める場合において、当該財産をその侵害があつた時において有していた者又はその者の包括承継人であるときは、主務省令で定める手続により、主務大臣に対して、当該財産の現状の調査を請求することができる。但し、当該侵害の認定及び当該財産の現状の調査を請求することができる。但し、当該財産が第二條第三項第一号から第三号までに掲げる財産又は捕獲の検定があつた財産であるときは、此の限りでない。

3　第一項の規定による第七條第四項第一号若しくは第二号に掲げる財産の現状の調査の請求又は前項の規定による侵害の認定及び財産の現状の調査の請求は、前二項の規定により当該請

求をすることができる者が第二條第二項第一号中「日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国」とあるのを「日本国との平和條約の最初の効力発生時において同條第二十五條に規定する連合国である国」と読み替えた場合において連合国人であるときは日本国との平和條約の最初の効力発生時から九月内に、その者がその時において同條約第二十五條に規定する連合国でなかつた国がその時後同條に規定する連合国となつたことに因り連合国人となつたものであるときはその国が同條に規定する連合国となつた時から九月内に、第一項の規定による第七條第四項第三号に掲げる財産の現状の調査の請求は、当該財産が第二條第三項第四号の規定により指定された時から九月内に、しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定は、第二條第四項各号に掲げる財産、第十二條の二第一項、第三項又は第四項の規定により返還の請求がされた財産及び連合国財産である株式の回復に関する政令第四條第一項、第二項又は第四項の規定により回復の請求がされた株式については、適用しない。

5　主務大臣は、第一項の規定により同項に規定する者から財産の現状の調査を請求されたときは、書面をもつて、その者に対して当該財産の現状を通知しなければならない。

6　主務大臣は、第二項の規定により同項に規定する者から侵害の認定及び財産の現状の調査を請求されたときは、書面をもつて、その者に対して認定の結果を通知し、且つ、侵害があつたと認定したときは、当該財産の現状を通知しなければならない。

7　第一項、第二項、第五項又は前項の規定による請求又は通知は、当該請求をする者が連合国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、連合国の国籍を有する者又は連合国の法令に基き設立された法人その他の団体であるときは、当該連合国の政府を経由して、その者がその他のものであるときは、直接に、しなければならない。

8　第一項及び第二項において「その者の包括承継人」とは、当該者が死亡し、又は合併に因り解散した場合におけるその相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人をいい、本項中「当該者」とあるのを「本項に規定する相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人」と読み替えた場合において当該当する者を含む。

第十二條の二を次のように改める。

（返還請求の手続）

第十二條の二　第七條第四項各号に掲げる連合国財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者（その者が死亡し、又は消滅している場合においては、その者がその死亡又は消滅の際日本国以外の国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、日本国以外の国の国籍を有する者又は日本国以外の国の法令に基き設立された法人その他の団体であつたときは、当該国の政府が、その者がその際その他のものであつたときは、主務大臣がそれぞれ前條第八項に規定するその者の包括承継人で当該財産の返還請求権を有する者として認めたもの。以下本項において同じ。）を連合国人であるものは、主務省令で定める手続により、主務大臣に対して、当該財産の返還を請求することができる。

3　前條第七項の規定は、前二項の規定による財産の返還の請求について準用する。

4　第一項又は第二項の規定により連合国財産の返還を請求することができる者（以下「返還請求権者」という。）が連合国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、連合国の国籍を有する者又は連合国の法令に基き設立された法人その他の団体であるときは、当該連合国の政府は、主務省令で定める手続により、当該返還請求権者に代り、主務大臣に対して直接に、当該連合国財産の返還を請求することができる。

5　主務大臣は、連合国財産補償法第十五條第一項に規定する補償金支拂請求書の提出があつたため、第一項但書の規定により返還の請求をすることができなくなつた連合国財産があるときは、これを告示する。

第十三條第一項各号列記以外の部分中「返還請求権者」の下に「又は前條第四項の規定によりその者に代り連合国財産の返還を請求することができる連合国の政府」を加え、「第十四條の規定により国が所有し、且つ、占有している財産の返還をする場合、同條の規定により第二條第三項第四号に掲げる財産を返還する場合」に改め、同項第二号中「且つ、」の下に「当該返還を請求した者に」を加え、同項第三号中「占有者」の下に「で国以外の者」を、「又は」の下に「当該返還を請求した者に」を加え、同項第四号中「返還請求権者に」を「当該返還を請求した者に」に改め、同項第五号中「当該証券を返還請求権者」を「当該証券を当該返還を請求した者」に改め、同條第六項を同條第七項として、同條第五項の次に次の一項を加える。

6　主務大臣は、第一項第二号の規定により財産を譲渡したときは、第七條第一項の規定により当

該財産を国に無償で譲渡することを申し出た者に対しその旨を通知しなければならない。

第十四條第一項中「返還請求権者から連合国財産である国の所有に属する財産」を「返還請求権者又は第十二條の二第四項の規定によりその者に代り連合国財産の返還を請求することができる連合国の政府から連合国財産で国が所有し、又は占有しているもの」に改め、同條第二項中「且つ、」を「又は当該返還を請求した者に」に改める。

第十五條第一項中「返還請求権者」の下に「又は第十二條の二第四項の規定によりその者に代り連合国財産の返還を請求することができる連合国の政府」を加える。

第十六條第一項中「返還請求権者から」を「返還請求権者又は第十二條の二第四項の規定によりその者に代り連合国財産の返還を請求することができる連合国の政府から」に、「且つ、」を「且つ、当該返還を請求した者に」に改め、同條第四項及び第五項を削り、同條第六項中「、又は第三項の規定による命令をしたとき」を削り、同項を同條第四項とし、同條第三項を次のように改める。

3　旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律第六條第一項から第四項まで及び第七條の規定は、第一項の規定により、旧外貨債処理法第二條第一項の規定によつて借り換えられた外貨債で当該外貨債を第七條第四項各号に掲げる財産の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者又は第十二條第八項に規定するその者の包括承継人が当該借換に因り邦貨債を取得したものが返還された場合について準用する。この場合において、旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律第六條及び第七條中「第三條第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債」又は「大蔵大臣」とあるのは、それぞれ「連合国財産の返還等に関する政令第十六條第一項の規定により返還された外貨債」又は「連合国財産の返還等に関する政令第三十四條第一項に規定する主務大臣」と、同法第六條第一項中「借換により邦貨債を取得した者（その者の包括承継人を含む。）」又は「当該邦貨債」とあるのは、それぞれ「返還を受けた者」又は「当該外貨債の借換により取得された邦貨債」と、同法第七條（同條第二項を除く。）中「借換により邦貨債を取得した者（前條第七項に規定するその者の包括承継人を含む。）」又は「邦貨債を取得した者」とあるのは「外貨債の返還を受けた者」と、同條第一項第三号中「旧外国為替管理法に基く命令により支拂」とあるのは、「支拂」と、同條第五項中「同項第三号に規定する利子の支拂を受けた者」、「利札（第一項に規定する外貨債の利札に限る。）」又は「第七條第一項に規定する外貨債の利札」とあるのは、それぞれ「当該外貨債の返還を受けた者」、「第四條第二項の規定により有効なものとされる利札（第一項に規定する外貨債の利札に限る。）について同項に規定する支拂を受けた者（その者の包括承継人を含む。）」又は「第一項に規定する外貨債を連合国財産の返還等に関する政令第七條第四項各号に掲げる財産の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者又は同令第十二條第八項に規定するその者の包括承継人が当該外貨債の利札について支拂を受けているときは、当該外貨債の返還を受けた者」と読み替えるものとする。

第十七條及び第十八條を次のように改める。

（返還請求権の消滅）

第十七條　第二條第三項第一号から第三号までに掲げる連合国財産の返還請求権者が第二條第二項第一号中「日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国」とあるのを「日本国との平和條約の最初の効力発生時において同條約第二十五條に規定する連合国である国」と読み替えた場合において連合国人であるときは日本国との平和條約の最初の効力発生時から九月内に、当該返還請求権者がその時において同條約第二十五條に規定する連合国でなかつた国がその時後同條に規定する連合国となつたことに因り連合国人となつたものであるときはその国が同條に規定する連合国となつた時から九月内に、当該財産の返還の請求がされなかつたときは、当該財産の返還請求権は、消滅する。

2　第二條第三項第四号又は第五号に掲げる連合国財産の返還の請求がこれらの号の規定により主務大臣が当該財産を指定した時から九月内にされなかつたときは、当該財産の返還請求権は、消滅する。

3　主務大臣は、前二項の規定により返還請求権の消滅した連合国財産があるときは、これを告示する。

（返還を請求しない旨の通知があつた財産）

第十七條の二　主務大臣は、返還請求権者から連合国財産の返還の請求をしない旨の通知があつたときは、これを告示する。

（返還を要しなくなつた財産）

第十八條　主務大臣は、第十二條の二第五項、第十七條第三項又は前條の告示があつた財産が第七條第二項の規定により国が譲り受けた財産であるときは、同條第一項の規定により当該財産の譲渡を申し出た者に対し、当該告示に係る事項を通知しなければならない。

2　第七條第一項の規定により第十二條の二第五項、第十七條第三項又は前條の告示があつた財産の譲渡を申し出た者は、当該告示があつたときは、主務省令で定める手続により、当該告示があつた日から二月以内に、国が当該財産を譲り受けた日以後その保全のために要した費用の額とその法定利息の額との合計額に相当する金額を主務大臣に支拂つて当該財産を買い受けることができる。

3　第十二條の二第五項、第十七條第三項又は前條の告示があつた

財産が、当該告示があつた日において、第八條第一項の規定により選任された管理人の管理に付せられているものであるときは、当該管理人は、当該日において解任されたものとみなす。

4　第十七條第三項又は前條の告示があつた財産が第七條第四項第一号、第二号又は第四号に掲げる財産であつて、当該財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者（当該財産が当該各号に掲げる時後包括承継の方法のみに因り移転した場合において当該財産を取得した者を含む。）が当該告示があつた日において有しているものであるときは、当該財産は、当該日において国庫に帰属するものとする。

第十九條の見出し中「金額」を「金額等」に改め、同條第一項中「第七條第四項第二号から第四号までに掲げる財産を当該各号」を「第七條第四項第四号に掲げる財産を同号」に、「連合国人」を「者」に改め、「第二十二條及び」を削り、同條第二項中「同條第四項」の下に「若しくは第十四條第二項」を、「申し出た者」の下に「で国以外のもの」を加え、同條第五項中「主務省令で定めるところ」を「主務省令で定める手続」に改める。

第二十條中「特別会計に属する連合国財産が返還されたときは」を「国が所有する連合国財産で特別会計に属するものが返還請求権者に譲渡された場合において、当該譲渡の際当該財産の上に第二十三條第一項の規定により消滅した権利（担保権を除く。）が存していなかつたときは」に、「返還された日」を「譲渡された日」に改め、同條に次の一項を加える。

2　第十四條第二項の規定により国が所有する連合国財産で特別会計に属するものが返還請求権者に譲渡された場合において、当該譲渡の際当該財産の上に存していた権利（担保権を除く。）が第二十三條第一項の規定により消滅したときは、政府は、当該財産の売却価額に、当該財産の当該譲渡の際における時価を当該時価とその消滅した権利の当該譲渡の際における時価（その消滅した権利が二以上あるときは、これらの権利の当該譲渡の際における時価の合計額）との合計額で除して得た割合を乗じて得た金額を、当該連合国財産が譲渡された日の属する年度の翌年度までに、一般会計から当該特別会計に繰り入れるものとする。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條　第二條第三項第五号に掲げる連合国財産で日本軍隊が昭和十六年十二月八日以後占領していたことがある地域において同号の侵害がされたもののうち国が有償で拂い下げたものが、第十三條第一項第二号の措置若しくは同項第三号の命令に係る措置により又は同條第四項の規定により返還請求権者に譲渡された場合においては、当該財産を譲渡した者（当該財産が第七條第二項の規定により主務大臣が譲り受けた財産であるときは、同條第一項の規定により当該財産の譲渡を申し出た者は、主務省令で定める手続により、主務大臣に対して、国が当該財産の対価として収納した代金に相当する金額の支拂を請求することができる。

第二十二條の二　第七條第四項各号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じて当該各号に掲げる時において有していた者が死亡せず、又は消滅していない場合において、その者が昭和十六年十二月八日において本邦内に有していた財産について生じた損害額を連合国財産補償法第五條から第十三條までの規定により算出した金額（同法第十四條の規定の適用によりその者に支拂われる補償金額がない場合においては、同法第五條、第六條、第八條、第十條及び第十二條中「補償時（第十六條第一項又は第四項の規定により日本政府が補償金を支拂う時をいう。以下同じ。）」又は「補償時」とあるのを「連合国財産の返還等に関する政令第七條第四項各号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者の所属する国と日本国との間に平和條約の効力が発生した時」と読み替えてこれらの規定を適用して算出した金額とし、以下本條において「損害額」という。）が第一号に掲げる金額に満たないときは、主務大臣は、その者に対し左の各号に掲げる金額の合計額から当該損害額を差し引いた金額に相当する金額の支拂を請求することができ、当該損害額が第一号に掲げる金額と等しいとき、又は当該金額をこえるときは、主務大臣は、その者に対し第二号に掲げる金額に相当する金額の支拂を請求することができる。

一　連合国財産補償法第十四條各号中「請求権者」又は「補償時」とあるのをそれぞれ「連合国財産の返還等に関する政令第七條第四項各号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者」又は「補償時（本條の規定の適用により連用国財産の返還等に関する政令第七條第四項各号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者に支拂われる補償金額がないときは、その者の所属する国と日本国との間に平和條約の効力が発生した時）」と読み替えた場合における同法第十四條各号に掲げる金額の合計額

二　第七條第四項各号に掲げる財産でこれらの号の区分に応じ当該者が当該各号に掲げる時において有していたものを旧敵産管理人、当該者又は準敵産管理人が売却した際におけるその売却代金（日本銀行の特殊財産管理勘定に拂い込まれたものを除く。）の金額

2　前項の規定は、第七條第四項各号に掲げる財産を当該各号に掲げる時において有していた者が

死亡し、又は消滅し、その者の包括承継人が一でもつて当該包括承継人が死亡せず、又は消滅していない場合について準用する。この場合において、前項各号列記以外の部分中「その者が」、「その者に」、「有していた者の所属」又は「その者に対し」とあるのは、それぞれ「これらの者が」、「これらの者に」、「有していた者又はその者の包括承継人の所属」又は「当該包括承継人に対し」と、同項第一号中「有していた者」又は「その者」とあるのは「有していた者又はその者の包括承継人」又は「その者又はその者の包括承継人」と、同項第二号中「当該者」とあるのは「当該これらの者」と読み替えるものとする。

3　前二項の規定は、第七條第四項各号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者が死亡し、又は消滅し、その者の包括承継人が二以上あつた場合及びこれらの号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者が死亡し、又は消滅し、その者の包括承継人が一であつて、且つ、当該包括承継人が死亡し、又は消滅している場合について準用する。

4　前三項の規定の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十三條第一項中「部分を除く。」の下に「若しくは第十四條第二項」を加え、同條第四項を削る。

第二十四條第六項を削る。

第五條中第二十六條の前に次の二條を加える。

（特殊財産管理勘定に属する資金の挽いもどし請求権の行使等）

第二十五條の二　日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属する資金の挽いもどし請求権を有する者は、主務省令で定める手続により、当該資金のうち、旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律第二條第一項に規定する外貨債及び同法第五條第三項に規定する公債の償還金及び利子で当該勘定に挽い込まれたものに相当する資金（以下第二十五條の三において「外貨債利拂資金等」という。）以外のものに限り、その挽いもどしを日本銀行に対して請求することができる。

2　日本銀行は、前項の規定による挽いもどしの請求があつたときは、当該請求をした者に対し、その請求に係る金額を支拂わなければならない。この場合において、第四條第一項及び第五條の規定は、適用しない。

3　日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属する資金の挽いもどし請求権は、譲渡することができない。

4　第十七條第一項の規定は、前項に規定する請求権について準用する。この場合において、第十七條第一項中「第二條第三項第一号から第三号までに掲げる連合国財産の返還請求権者」、「当該返還請求権者」又は「当該財産の返還」とあるのは、それぞれ「日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属する資金の挽いもどし請求権を有する者」、「その者」又は「当該資金の挽いもどし」と読み替えるものとする。

（特殊財産管理勘定に属する資金の管理人に対する挽いもどし）

第二十五條の三　第八條第一項の規定により選任された連合国財産の管理人は、当該財産の管理に要する費用の支拂のため必要があると認めるときは、第四條第一項の主務大臣の許可を受けて、日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属する資金のうち外貨債利拂資金等以外のものの挽いもどしを日本銀行に対して請求することができる。

2　前條第二項の規定は、前項の規定による挽いもどしの請求があつた場合について準用する。この場合において、前條第二項後段中「第四條第一項及び第五條」とあるのは、「第五條」と読み替えるものとする。

第三十條第一項中「又は返還」を「若しくは返還、第十二條第二項若しくは第二項の規定による請求があつた財産の現状の調査又は同條第二項の規定による請求があつた財産についての妨害の認定に、「当該財産の保全義務者若しくは保全義務者であつた者」を「これらの財産若しくはこれらの財産である権利の目的物を有し、保管し、若しくは管理している者若しくはこれらの財産若しくはこれらの財産である権利の目的物を有し、保管し、若しくは管理したことがある者」に、「当該保全義務者若しくは保全義務者であつた者」を「これらの者」に改める。

第三十一條第十項中「公債等」を「公債等の登録」に改める。

第三十二條第二項中「第十八條」を「第十八條第二項」に改め、同條第三項中「連合国人」を「者又は第十二條第八項に規定するその者の包括承継人」に改め、同條第五項を次のように改める。

5　所得税法及び資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の適用については、第十三條第一項第三号若しくは第五号の命令に係る措置により又は同條第四項の規定により連合国財産を譲渡した者及び第七條第一項の規定により連合国財産の譲渡を申し出た者が第十九條第六項の規定により支拂を受ける金額は、当該財産の譲渡価額とみなし、第十三條第一項第二号の措置若しくは同項第三号若しくは第五号の命令に係る措置により又は同條第四項の規定により連合国財産が譲渡された際当該財産の上に存していた権利で第二十三條第一項の規定により消滅したものを有していた者及び第十三條第一項第四号の命令に係る措置により又は同條第四項（同條第一項第四号に係る部分に限る。）の規定により連合国財産である地上権、永小作権、地役権又は賃借権が返還された際これらの権利の目的物の上に存していた権利で第二十三條第二項又は第三項の規定により消滅したものを有していた者が第十九條第六項の規定により支拂を受

ける金額は、その消滅した権利の譲渡価額とみなす。

第三十四條を次のように改める。

（主務大臣及び主務省令）

第三十四條　この政令において主務大臣は、第二條第三項第四号に掲げる財産、同項第五号に掲げる財産である船舶及びこれに積載されている物で日本軍隊が昭和十六年十二月八日以後占領していたことがある地域又は公海において同号の侵害がされたもの並びにこれらについてする行為に関する事項については運輸大臣とし、その他の事項については大蔵大臣とする。

2　この政令において主務省令は、大蔵大臣が主務大臣である事項については大蔵省令とし、運輸大臣が主務大臣である事項については運輸省令とする。

第三十五條第七号を削る。

附則第六項を次のように改める。

6　旧敵産管理人が選任された際その管理に付せられた財産で連合国等支配法人が当該管理に付せられた時に有していたもの及び第二條第三項第二号又は第三号に掲げる財産でこれらの財産が生じ、又は取得された時に連合国等支配法人が取得したもののうち、当該法人の株式又は持分が旧勅令第二條第一項の規定により返還されたことに因り連合国人等が当該法人の経営を支配することとなつた時に当該法人が有していたものは、第二條第三項の規定にかかわらず、連合国財産には含まれないものとする。

附則第十二項中「であつた連合国人」を削り、附則第十四項を削り、附則第十五項中「附則第十三項」を「前項」に改め、同項を附則第十四項とし、以下附則第十八項までを一項ずつ繰り上げ、附則第十九項中「第十三條第六項」を「第十三條第七項若しくは第十八條第三項」に改め、同項を附則第十八項とし、以下附則第二十三項までを二項ずつ繰り上げ、附則第二十四項中「第十九條第二項」を「第十九條第六項」に改め、同項を附則第二十三項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

別表を削る。

（連合国財産の返還等に関する政令の一部改正に伴う経過規定）

第二條　この法律施行前改正前の連合国財産の返還等に関する政令（以下本條において「旧令」という。）第十二條の二第一項の規定により財産の返還の請求がされ、当該財産の返還がこの法律施行の際までにされていない場合において、当該請求をした者がこの法律施行の際改正後の連合国財産の返還等に関する政令（以下本條において「新令」という。）第十二條の二第一項又は第二項の規定により当該財産の返還を請求することができる者であるときは、当該財産の返還の請求は、この法律施行後は、それぞれ新令第十二條の二第一項又は第二項の規定によりされた財産の返還の請求とみなす。

2　前項の場合において、同項の財産が旧令第二條第三項第八号の規定により指定された財産であるときは、当該財産は、この法律施行後は、新令第二條第三項第五号の規定により指定された財産とみなす。

3　この法律施行前旧令第十二條の二第二項の規定によりされた財産の現状の調査の請求は、当該請求をした者がこの法律施行の際新令第十二條第一項の規定により当該財産の現状の調査を請求することができる者であるときは、この法律施行後は、同項の規定によりされた財産の現状の調査の請求とみなす。

4　この法律施行前旧令第十七條第一項の規定によりされた告示は、この法律施行後は、新令第十七條の二の規定によりされた告示とみなす。

5　旧令第十九條から第二十一條まで、第二十三條から第二十五條まで、第二十七條、第二十九條、第三十一條第三項から第十項まで及び第三十二條の規定は、この法律施行前旧令第十三條第一項第一号若しくは第二号の措置若しくは同項第三号から第五号までの命令に係る措置により又は同條第四項、旧令第十四條第二項、第十五條第二項若しくは第十六條第一項の規定により新令第二條第三項各号に掲げる財産に該当しない財産が返還された場合については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

6　旧令の規定は、この法律施行前旧令第十二條の二第一項の規定により財産の返還の請求がされ、当該請求をした者がこの法律施行の際新令第十二條第一項又は第二項の規定により当該財産の返還を請求することができる者でなく、且つ、当該財産の返還がこの法律施行の際までにされていない場合については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

7　主務大臣は、この法律施行前旧令第十二條の二第一項の規定により返還の請求がされ、この法律施行の際までに返還がされていない財産のうち、新令第二條第三項に規定する連合国財産に該当しないものがあるときは、この法律施行後直ちに、これを告示する。

8　旧令第十一條第一項、第三十六條第一項及び第二項、第三十一條第二項並びに第三十三條の規定は、この法律施行前主務大臣が旧令第七條第二項の規定によりこの法律施行の際新令第二條第三項に規定する連合国財産に該当しない財産を譲り受けた場合については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

9　この法律施行前旧令第七條第二項の規定により主務大臣が譲り受けた財産で新令第二條第三項に規定する連合国財産に該当しないもののうち、この法律施行の際までに旧令第十二條の二第一項の規定による返還の請求がされなかつたものがあるときは、旧令第七條第一項の規定により当該財産の譲渡を申し出た者は、主務省令で定める手続により、この法律施行の日から二月以内に、国が当該財産を譲り受けた日以後その保全のために要した費用の額とその法定利息の額との合計額に相当する金額を主務大臣に支拂つて当該財産を買い受けることができる。

10　第八項の規定によりなおその効力を有する旧令第二十六條第一項

及び第二項の規定は、前項に規定する財産で同項に規定する期間内に同項の買受がされなかつたものについては、当該期間を経過した日から適用しない。

11　主務大臣は、旧令第七條第四項各号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた旧令第二條第二項第五号に掲げる法人その他の団体で当該時において新令第二條第三項第一号に規定する連合国人等でないもの又は新令第十二條第八項に規定するその者の包括承継人が、この法律施行前旧令第十二條の二第一項の規定によりされた返還の請求に基き、旧令第二條第三項に規定する連合国財産の返還を受けた場合、この法律施行前旧連合国財産の返還等に関する件（昭和二十一年勅令第二百九十四号）第二條第一項の命令に係る措置により同令第一條第一項に規定する連合国財産の返還を受けた場合又はこの法律施行前同項に規定する連合国財産である電話加入権の返還を受けた場合においては、当該財産を旧敵産管理法施行令（昭和十六年勅令第千百七十九号）第四條第一項に規定する敵産管理人、当該法人その他の団体若しくはその者の包括承継人又は旧令第十九條第一項に規定する強敵産管理人が売却した際におけるその売却代金に相当する金額（当該売却代金が日本銀行の特殊財産管理勘定に拂い込まれているときは、当該売却代金に相当する当該勘定に属する資金のうち、当該法人その他の団体又はその者の包括承継人が拂いもどしを受けたものに相当する金額に限る。）の支拂を、当該法人その他の団体又はその者の包括承継人に対して、請求することができる。

12　新令第十二條第一項及び第二項の規定は、新令附則第五項、第六項又は第九項の規定により連合国財産に含まれない財産及びこの法律施行前旧略奪財産の没収及報告に関する件（昭和二十一年内務省令第二十五号）第四條第一項の規定により没収された財産については、適用しない。

13　新令第三十二條第五項の規定は、連合国財産の返還等に関する政令の一部を改正する政令（昭和二十六年政令第三百五十五号）附則第十項において準用する旧令第十九條第六項の規定により支拂われる金額について準用する。

（連合国財産の返還等に関する政令の一部を改正する政令の一部改正）

第三條　連合国財産の返還等に関する政令の一部を改正する政令（昭和二十六年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六項前段中「であつた連合国人」を削る。

（連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令の一部改正）

第四條　連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一條中「返還請求権者の請求」を「返還請求権者又はその者に代り当該財産の返還を請求することができる連合国の政府の請求」に改め、「その株式」及び「当該株式」の下にそれぞれ「又は持分」を、「その返還請求権者」の下に「又は連合国の政府（以下「返還請求権者等」という。）」を加える。

第一條の二第一項中「返還請求権者」を「返還請求権者等」に改め、「第十二條の二第一項」の下に、「第二項又は第四項」を加える。

第二條第一項及び第五條第一項中「返還請求権者」を「返還請求権者等」に改める。

第九條第一項中「返還請求権者から」を「返還請求権者等から」に、「当該返還請求権者」を「当該家屋等の存する第一條に規定する土地の返還請求権者」に改め、同條第二項を削る。

第十條第一項中「返還請求権者」を「返還請求権者等」に改める。

第十三條の次に次の一條を加える。

（権限の委任）

第十三條の二　主務大臣は、第八條第一項、第十條の二第一項及び前條第一項に規定するその権限の一部を都道府県知事に委任することができる。この場合において、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十三條第二項の規定は、適用しない。

（連合国財産である株式の回復に関する政令の一部改正）

第五條　連合国財産である株式の回復に関する政令（昭和二十四年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

第一條及び第一條の二を次のように改める。

（目的）

第一條　この政令は、日本国との平和條約第十五條の規定に基き、連合国財産である株式に関する権利を連合国人に回復するため必要な事項を定めることを目的とする。

（連合国財産の返還等に関する政令との関係）

第一條の二　連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の規定は、同令第二條、第八條、第九條、第十二條、第十三條第一項第一号及び第五号、第二十二條の二、第三十五條第三号及び第四号、第三十八條並びに附則第八項及び附則第十七項から附則第二十項までの規定を除く外、この政令の適用を受ける株式については、適用しない。

（連合国、連合国人及び連合国人等の意義）

第一條の三　この政令において「連合国」とは、連合国財産の返還等に関する政令第二條第二項第一号に掲げる国をいう。

2　この政令において「連合国人」とは、連合国財産の返還等に関する政令第二條第二項に規定する連合国人をいう。

3　この政令において連合国人等とは、連合国財産の返還等に関する政令第二條第三項第一号に規定する連合国人等をいう。

第二條第一項中「第四條第一号」を「第四條第一項」に改め、「回復請求権者に回復するため旧敵産管理法施行令（昭和十六年勅令第千百七十九号）第四條第二項の規定に基いて大蔵大臣が解任した」を削り、「、回復請求権者に回復するため第十八條第四項、第十九條第一項又は第二十條の二第五項」

を「で当該株式を回復するため旧敵産管理法施行令（昭和十六年勅令第千百七十九号）第四條第二項の規定により当該旧敵産管理人が解任されたもの、第十八條第四項又は第十九條第一項」に改め、「回復請求権者に回復することを要しないことが明らかになつたため」を削り、同項各号を次のように改める。

一　旧敵産管理人の管理に付せられたことのある株式で当該管理に付せられた時において連合国人等であつた者が当該時において有していたもの又はこれに代わる株式

二　前号に掲げる株式以外の株式で大蔵大臣が連合国財産の返還等に関する政令第十二條第二項の規定による認定の請求に基き昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月二日までの期間内における政府若しくは日本人による不当な取扱に因り当該株式に係る権利が侵害されたと認定したもののうち、その侵害があつた時において連合国人等であつた者が当該時において有していたもので大蔵大臣が指定するもの又はこれに代わる株式

第二條第三項中「前二項において」を「この政令において」に改める。

第四條及び第五條を次のように改める。

（回復請求の手続）

第四條　左の各号に掲げる連合国財産株式又は在外会社等株式（旧連合国財産の返還等に関する件第二條第一項の規定に基いて大蔵大臣が返還その他必要な措置を命じた株式、旧敵産管理人の管理に付せられていた株式で当該株式を回復するため旧敵産管理法施行令第四條第二項の規定により当該旧敵産管理人が解任されたもの、第三十二條第二項の規定による回復の措置がとられた株式及び同條第五項の規定による告示があつた株式を除く。以下同じ。）を、これらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者（その者が死亡し、又は消滅している場合においては、その者がその死亡又は消滅の際日本国以外の国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、日本国以外の国の国籍を有する者又は日本国以外の国の法令に基き設立された法人その他の団体であつたときは、当該国の政府が、その者がその際その他のものであつたときは、大蔵大臣がそれぞれその者の包括承継人で当該株式の回復請求権を有する者として認めたもの。以下本項において同じ。）で連合国人であるものは、大蔵省令の定めるところにより、大蔵大臣に対して、当該株式又はこれに代わる株式（当該株式又はこれに代わる株式に係る子株があるときは、当該株式又はこれに代わる株式及び当該子株）の回復を請求することができる。但し、その左の各号に掲げる連合国財産株式又は在外会社等株式をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者が法人である場合において、政府が当該法人の株式又は持分について生じた損害について連合国財産補償法（昭和二十六年法律第二百六十四号）第十五條第一項に規定する補償金支拂請求書の提出を受けているときは、この限りでない。

一　第二條第一項第一号に掲げる株式　当該株式が旧敵産管理人の管理に付せられた時

二　第二條第一項第二号に掲げる株式　当該株式について同号の侵害がされた時

2　前項の規定による連合国財産株式又は在外会社等株式の回復請求権の承継人で連合国人であるものは、大蔵省令の定めるところにより、大蔵大臣に対して、当該株式（当該株式に係る子株があるときは、当該株式及び当該子株）の回復を請求することができる。

3　前二項の規定による株式の回復の請求は、第一項又は前項の規定により株式の回復を請求することができる者（以下「回復請求権者」という。）が連合国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、連合国の国籍を有するもの又は連合国の法令に基き設立された法人その他の団体であるときは、当該連合国の政府を経由して、その者がその他のものであるときは、直接に、しなければならない。

4　回復請求権者が連合国の公共団体若しくはこれに準ずるもの連合国の国籍を有する者又は連合国の法令に基き設立された法人その他の団体であるときは、当該連合国の政府は、大蔵省令の定めるところにより、当該回復請求権者に代り、大蔵大臣に対して直接に、当該回復請求権者が第一項又は第二項の規定により回復の請求をすることができる株式の回復を請求することができる。

5　第一項において「その者の包括承継人」とは、当該者が死亡し、又は合併に因り解散した場合におけるその相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人をいい、本項中「当該者」とあるのを「本項に規定する相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人」と読み替えた場合において該当する者を含む。

（回復請求権の消滅）

第五條　第二條第一項第一号に掲げる株式の回復請求権者が連合国財産の返還等に関する政令第二條第二項第一号中「日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国」とあるのを「日本国との平和條約の最初の効力発生時において同條約第二十五條に規定する連合国である国」と読み替えた場合において連合国人であるときは日本国との平和條約の最初の効力発生時から九月内に、当該回復請求権者がその時において同條約第二十五條に規定する連合国でなかつた国がその時後同條に規定する連合国となつたことに因り連合国人となつたものであるときは、その国が同條に規定する連合国となつた時から九月内に、当該株式の回復の請求がされなかつたときは、当該株式（当該株式に係る

子株があるときは、当該株式及び当該子株）の回復請求権は、消滅する。

2　第二條第一項第二号の規定により大蔵大臣が指定した株式又はこれに代わる株式の回復の請求が当該指定の時から九月内にされなかつたときは、当該株式（当該株式に係る子株があるときは、当該株式及び当該子株）の回復請求権は、消滅する。

第十八條第一項中「第五條第一項の規定による連合国財産株式又は子株の回復の請求を受けた」を「回復請求権者又は第四條第四項の規定によりその者に代り連合国財産株式又は子株の回復を請求することができる連合国の政府から連合国財産株式又は子株を回復することを請求された」に、「第四條第一号及び第二号」を「第四條第一項各号」に改め、「その前者が」の下に「第四條第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる時までに」を加え、「回復請求権者に対し」を「当該回復を請求した者に対し」に改め、同條第二項中「回復請求権者は、前項」を「前項に規定する回復を請求した者は、同項」に、「回復請求権者がその」を「当該回復を請求した者がその」に改め、「その前者が」の下に「第四條第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる時までに」を加え、同條第三項中「その前者が」の下に「第四條第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる時までに」を加え、「前項の規定による回復請求権者が」を「第一項に規定する回復を請求した者が前項の規定により」に、「当該請求権者」を「回復請求権者」に改め、同條第四項中「回復請求権者から」を「回復請求権者又は第四條第四項の規定によりその者に代り株式の回復を請求することができる連合国の政府から」に、「回復請求権者に当該株券」を「当該回復を請求した者に当該株券」に改める。

第十九條第一項中「回復請求権者から」を「回復請求権者又は第四條第四項の規定によりその者に代り株式の回復を請求することができる連合国の政府から」に、「回復請求権者に当該株券」を「当該回復を請求した者に当該株券」に改める。

第二十條第一項中「回復請求権者」を「連合国財産株式又は子株の回復を請求した者」に改め、同條第二項中「回復請求権者に引き渡された」を「連合国財産株式又は子株の回復を請求した者に引き渡された」に、「当該回復請求権者」を「回復請求権者」に改め、同條第三項中「第四條第一号及び第二号」を「第四條第一項各号」に改め、「その前者が」の下に「第四條第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる時までに」を加える。

第二十條の二第一項中「第五條第一項の規定による連合国財産株式又は子株の回復の請求を受けた」を「回復請求権者又は第四條第四項の規定によりその者に代り連合国財産株式又は子株の回復を請求することができる連合国の政府から連合国財産株式又は子株を回復することを請求された」に改め、同條第二項中「回復請求権者に」を「当該回復を請求した者に」に改め、同條第三項中「回復請求権者は、前項」を「前項に規定する回復を請求した者は、同項」に、「回復請求権者が」を「当該回復を請求した者が」に改め、同條第四項中「前項の規定により回復請求権者が」を「当該株式の回復を請求した者が前項の規定により」に改め、同條第五項及び第六項中「回復請求権者から」を「回復請求権者又は第四條第四項の規定によりその者に代り連合国財産株式又は子株の回復を請求することができる連合国の政府から」に、「回復請求権者に当該株券」を「当該回復を請求した者に当該株券」に改め、同條第十二項中「回復請求権者が第五項」を「連合国財産株式又は子株の回復を請求した者が第五項」に、「回復請求権者に」を「当該回復を請求した者に」に改める。

第二十條の三第一項中「回復請求権者が前條第二項」を「連合国財産株式又は子株の回復を請求した者が前條第二項」に改め、同條第四項中「前條第二項」を「連合国財産株式又は子株の回復を請求した者で前條第二項」に、「回復請求権者」を「もの」に改める。

第二十三條第一項中「大蔵大臣は、」の下に「回復請求権者から」を加え、「」に関する回復請求権者の請求がないことが明らかになつたことに因り、又は回復請求権者」を「」を請求しない旨の通知があつたことに因り、連合国財産補償法第十五條第一項に規定する補償金支拂請求書の提出があつたため第四條第一項但書の規定により連合国財産株式又は子株の回復の請求をすることができなくなつたことに因り、第五條第一項若しくは第二項の規定により連合国財産株式若しくは子株の回復請求権が消滅したことに因り、又は連合国財産株式若しくは子株の回復を請求した者」に改め、同條第三項中「前項の規定」を「第四項第六号又は第七号の措置」に改め、同項を同條第七項とし、同條第四項中「第二項の規定」を「第四項第八号の措置」に改め、同項を同條第八項とし、同條第五項中「第二項の規定」を「第四項第四号又は第五号の措置」に改め、同項を同條第九項とし、同條第六項中「第二項又は第三項」を「第四項第二号、第三号若しくは第六号の措置又は第七項」に改め、同項を同條第十項とし、同條第七項中「前條第一項の規定は、」の下に「第三條第一号若しくは第二号に掲げる特定株式であつた株式で第四條第一項但書の規定により回復の請求をすることができなくなつたものの株主又は」を加え、「第二項の規定」を「第四項第四号又は第五号の措置」に改め、同項を同條第十一項とし、同條第一項の次に次の五項を加える。

2　特定株式につき前項の規定による通知があつた場合において、当該株式が当該通知があつた日において連合国財産の返還等に関する政令第八條第一項の規定により選任された管理人の管理に付せられているものであるときは、当該管理人は、当該日において解任されたものとみなす。

3　第三條第一項第一号若しくは第二号に掲げる特定株式で回復請求権者からその回復を請求しない旨の通知があつたことに因り、又は第五條第一項若しくは

第一項の規定により回復請求権が消滅したことに因り回復請求権者に回復することを要しないことが明らかになつたもののうち、当該株式について第一項の規定による通知があつた日までに払込期日が到来している株金額の全部が当該通知があつた日までに払い込まれているものは、当該日において国庫に帰属するものとする。

4　第一項に規定する会社は、同項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、回復請求権者に回復することを要しないことが明らかになつた株式について、左の各号に定める措置をとらなければならない。

一　当該株式が前項の規定により国庫に帰属した株式であるときは、大蔵大臣の命ずるところに従い、その株券を当該職員に引き渡すこと。

二　当該株式が、当該通知があつた際第三條第一項第一号若しくは第二号に掲げる特定株式であつた株式であつて、回復請求権者からその回復を請求しない旨の通知があつたことに因り、又は第五條第一項若しくは第二項の規定により回復請求権が消滅したことに因り回復請求権者に回復することを要しないことが明らかになつたものであるときは、これを売却すること。

三　当該株式が当該通知があつた際第三條第一項第一号又は第二号に掲げる特定株式であつた株式であつて、当該株式の回復を請求した者が第十八條第一項の規定による大蔵大臣からの通知に係る金額の全部又は一部を支払わないことに因り回復請求権者に回復することを要しないことが明らかになつたものであるときは、これを売却し、又は売却すること。

四　当該株式が当該通知があつた際第三條第一項第一号又は第二号に掲げる特定株式であつた株式であつて、第四條第一項但書の規定により回復の請求をすることができなくなつたものであるときは、当該株式の株主にその株券を引き渡すこと。

五　当該株式が当該通知があつた際第三條第一項第一号又は第二号に掲げる特定株式以外の特定株式であつた株式であるときは、第七條第一項の規定により提出した者にその株券を引き渡すこと。

六　当該株式が自己取得株式又は自己保有株式であるときは、これを消却し、又は売却すること。

七　当該株式が保有株式であるときは、これを売却すること。

八　当該株式が自己保有株式であるときは、これを売却すること。

5　第二十一條第三項の規定は、前項第一号の株式の引渡の場合に準用する。

6　第一項の規定による通知に係る株式の発行会社は、第四項第二号の措置をとつた場合においては、遅滞なく、当該株式について当該通知があつた日までに払込期日が到来している株金額から当該通知があつた日までに払込があつた株金額を控除した金額を当該株式の売却価額から差し引いた金額を国庫に納付しなければならない。この場合において、当該株式の売却価額が、当該株式について当該通知があつた日までに払込期日が到来している株金額から当該通知があつた日までに払込があつた株金額を控除した金額に満たないときは、当該会社は、当該株式につき当該通知があつた日において株主であつた者に対し、その満たない金額の弁済を請求することができる。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條　削除

第二十二條第二項中「大蔵大臣の指定する日」の下に「又は第五項の告示の日」を加え、同條第三項中「第五條第一項の規定による在外会社等株式の回復の請求を受けた」を「回復請求権者又は第四條第四項の規定によりその者に代り第一項に規定する在外会社等株式の回復を請求することができる連合国の政府から第一項に規定する在外会社等株式を回復することを請求された」に、「回復請求権者」を「当該回復を請求した者」に改め、同條第五項を同條第七項とし、同條第四項の次に次の二項を加える。

5　大蔵大臣は、回復請求権者から第一項に規定する在外会社等株式の回復を請求しない旨の通知があつたとき、第四條第一項但書の規定により回復の請求をすることができなくなつた第一項に規定する在外会社等株式があるとき、又は第五條第一項若しくは第二項の規定により回復請求権の消滅した第一項に規定する在外会社等株式があるときは、これを告示する。

6　前項の規定による告示があつた株式がその告示があつた日において連合国財産の返還等に関する政令第八條第一項の規定により選任された管理人の管理に付せられているものであるときは、当該管理人は、当該日において解任されたものとみなし、当該株式（第四條第一項但書の規定により回復の請求をすることができなくなつた株式を除く。）は、当該日において国庫に帰属するものとする。

第三十九條第七号中「第二十三條第四項」を「第二十三條第八項」に改める。

第四十條第三号中「第二十三條第三項又は第四項」を「第二十三條第七項又は第八項」に改め、同項に次の一号を加える。

四　第二十三條第六項の規定に違反して国庫に納付しなかつたとき。

第四十三條第二号中「第二十三條第二項」を「第二十三條第四項」に改める。

（連合国財産である株式の回復に関する政令の一部改正に伴う経過規定）

第六條　この法律施行前改正前の連合国財産である株式の回復に関す

る政令（以下本條において「旧令」という。）第五條第一項の規定により株式の回復の請求がされ、当該株式の回復がこの法律施行の際までにされていない場合において、当該請求をした者がこの法律施行の際改正後の連合国財産である株式の回復に関する政令（以下本條において「新令」という。）第四條第一項又は第二項の規定により当該株式の回復を請求することができる者であるときは、当該株式の回復の請求は、この法律施行後は、それぞれ新令第四條第一項又は第二項の規定によりされた株式の回復の請求とみなす。

2　前項の場合において、同項の株式が旧令第二條第一項第二号の規定により指定された株式であるときは、当該株式は、この法律施行後は、新令第二條第一項第二号の規定により指定された株式とみなす。

3　この法律施行前旧令第五條第二項の規定によりされた株式の現状の調査の請求は、当該請求をした者がこの法律施行の際改正後の連合国財産の返還等に関する政令第十二條第一項の規定により当該株式の現状の調査を請求することができる者であるときは、この法律施行後は、同項の規定によりされた株式の現状の調査の請求とみなす。

4　旧令第二十二條第一項、第二十四條、第二十六條から第二十八條まで、第三十條、第三十一條、第三十二條第五項及び第三十五條から第三十七條までの規定は、この法律施行前旧令第十八條第四項、第十九條第一項、第二十條の二第五項又は第三十二條第三項の規定により株式が回復され、当該株式がその回復の際新令に規定する連合国財産株式若しくは子株又は新令第三十二條第一項に規定する在外会社等株式に該当しない株式であつた場合については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

5　旧令第二十三條（これに係る罰則の規定を含む。）の規定は、この法律施行前旧令第二十三條第一項の規定により大蔵大臣が新令に規定する連合国財産株式又は子株に該当しない株式を通知した場合については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

6　旧令の規定は、この法律施行前旧令第五條第一項の規定により株式の回復の請求がされ、当該請求をした者がこの法律施行の際新令第四條第一項又は第二項の規定により当該株式の回復を請求することができる者でなく、且つ、当該株式の回復がこの法律施行の際までにされていない場合については、なお、法律としての効力を有する。

7　大蔵大臣は、この法律施行前旧令第五條第一項の規定により回復の請求がされ、この法律施行の際までに回復がされていない株式のうちに新令第二條第一項各号に掲げる株式に該当しないものがあるときは、この法律施行後直ちに、これを告示する。

8　旧令に規定する連合国財産株式又は子株（旧令第三條第一項第一号又は第二号に掲げるものを除く。）でこの法律の施行に伴い新令に規定する連合国財産株式又は子株でなくなつたもののうち、この法律施行の際までに旧令第五條第一項の規定による回復の請求がされなかつたものについては、回復請求権者から当該株式の回復を請求しない旨の通知があつたことに因り回復請求権者に回復することを要しないことが明らかになつた旨の新令第二十三條第一項の規定による通知が、この法律施行の日においてあつたものとみなす。

9　大蔵大臣は、旧令第四條第一号又は第二号に規定する株式を当該各号の区分に応じ当該各号に規定する時において有していた改正前の連合国財産の返還等に関する政令第二條第二項第五号に掲げる法人その他の団体で当該時において新令第一條の三第三項に規定する連合国人等でないもの又は新令第四條第五項に規定するその者の包括承継人が、この法律施行前旧令第五條第一項の規定によりされた回復の請求に基き、当該株式又は旧令第二條第三項に規定するこれに代わる株式の回復を受けた場合又は旧連合国財産の返還等に関する件第二條第一項の命令に係る措置によつて当該株式又はこれに代わる株式の回復を受けた場合において、当該株式又はこれに代わる株式を旧敵産管理法施行令第四條第一項に規定する敵産管理人、当該法人その他の団体若しくはその者の包括承継人又は旧令第三條第一項第五号に規定する準敵産管理人が売却した際におけるその売却代金に相当する金額（当該売却代金が日本銀行の特殊財産管理勘定に拂い込まれているときは、当該売却代金に相当する当該勘定に属する資金のうち、当該法人その他の団体又はその者の包括承継人が拂いもどしを受けたものに相当する金額に限る。）が、当該株式又はこれに代わる株式につき旧令第四條第一号又は第二号の区分に応じ当該各号に規定する時後当該売却の時までに拂込がされた金額を超えるときは、そのこえる金額の支拂を、当該法人その他の団体又はその者の包括承継人に対して、請求することができる。

（ドイツ財産管理令の一部改正）

第七條　ドイツ財産管理令（昭和二十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。

（目的）

第一條　この政令は、日本国との平和條約第二十條の規定に基き、ドイツ財産を管理し、且つ、昭和二十年のベルリン会議の議事の議定書に基いてドイツ財産を処分する権利を有するアメリカ合衆国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びフランス（以下「三国」という。）の決定に従つてドイツ財産を処分するため必要な事項を定めることを目的とする。

第二條第八項中「連合国最高司令官の要求」を「三国の請求」に改める。

第四條第一項中「アメリカ合衆国、連合王国及びフランス国（以下「三国」という。）」を「三国」に改める。

第十二條中「連合国最高司令官が譲渡したもの」を削る。

第十四條の二第一項及び第三項中「連合国最高司令官」を「三国」

に、「要求」を「請求」に改める。

第十六條の二第一項中「連合国最高司令官」を「三国」に、「要求」を「請求」に改め、同條第三項中「要求」を「請求」に改める。

第二十二條第一項、第三項及び第四項、第二十三條の二第一項から第三項まで並びに第二十四條第一項中「連合国最高司令官」を「三国」に、「要求」を「請求」に改める。

第二十六條の二中「連合国最高司令官の指示に従い、通商産業大臣が輸入すること」を「三国の承認を得て通商産業大臣がその輸入」に改める。

第三十條の見出し中「登記」を「登記及び登録」に改め、同條第一項中「である不動産に関する権利」を削り、「登記」を「登記又は登録」に改め、同條第三項中「ドイツ財産である不動産に関する権利を連合国最高司令官が処分した場合、」を削り、「処分」を「ドイツ財産を処分」に、「登記」を「登記又は登録」に改め、同條第四項中「である不動産に関する権利」を削り、「登記」を「登記又は登録」に改め、同條第五項中「登記された」を「登記又は登録がされた」に、「登記の」を「登記又は登録の」に改め、同條第六項中「登記権利者」を「登記又は登録の権利者」に、「登記」を「登記又は登録」に改め、同條第七項中「登記」を「登記又は登録」に改め、同條第十四項及び第十五項中「連合国最高司令官」を「三国」に、「要求」を「請求」に改める。

第三十一條第三項中「又は営業所の閉鎖の登記」を削る。

第三十三條を次のように改める。

（登記及び登録の細則）

第三十三條　第三十條及び第三十一條の規定による登記又は登録の手続に関し必要な事項は、登記については法務府令、社債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券及び外国又は外国の法人の発行する公債又は社債の登録については法務府令、大蔵省令、国債の登録については大蔵省令、著作権の登録については文部省令、漁業権の登録については農林省令、鉱業権、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の登録については通商産業省令、船舶の登録については運輸省令でそれぞれ定める。

第三十四條中「登記」を「登記又は登録」に改める。

第三十六條を次のように改める。

（主務大臣及び主務省令）

第三十六條　この政令において主務大臣は、大蔵大臣とする。

2　この政令において主務省令は、大蔵省令とする。

（ドイツ財産管理令の一部改正に伴う経過規定）

第八條　この法律施行前この法律による改正前のドイツ財産管理令（以下本條において「旧令」という。）第二條第八項の規定によりされた主務大臣の指定は、この法律施行後は、改正後のドイツ財産管理令（以下本條において「新令」という。）第二條第八項の規定によりされた主務大臣の指定とみなす。

2　この法律施行前された旧令第二條第八項、第十四條の二第一項及び第三項、第十六條の二第一項、第二十二條第一項、第三項及び第四項、第二十二條の二第一項及び第二項並びに第三十條第十四項及び第十五項に規定する連合国最高司令官の要求は、この法律施行後は、それぞれ新令第二條第八項、第十四條の二第一項及び第三項、第十六條の二第一項、第二十二條第一項、第三項及び第四項、第二十二條の二第一項及び第二項並びに第三十條第十四項及び第十五項に規定する連合国最高司令官の請求とみなす。

3　旧令第十二條の規定は、この法律施行前連合国最高司令官が譲渡したものについては、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

4　旧令第二十四條の規定は、この法律施行前予株についての同條第一項に規定する連合国最高司令官の要求がないことが明らかになつた場合については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

5　旧令第二十八條の二の規定は、この法律施行前された同條第一項に規定する輸入の許可があつた商品に関してする行為については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

6　この法律施行前された旧令第二十八條の二第一項に規定する連合国最高司令官の指示は、この法律施行後は、新令第二十八條の二第一項に規定する三国の承認とみなす。

7　旧令第三十條第三項及び第七項から第九項まで並びに第三十四條の規定は、この法律施行前ドイツ財産である不動産に関する権利を連合国最高司令官が処分した場合における権利移転の登記については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

（将来存続すべき政令）

第九條　第一條、第四條、第五條及び第七條に規定する政令の規定は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

（略奪品の没収及報告に関する件の廃止）

第十條　略奪品の没収及報告に関する件（昭和二十一年内務省令第二十五号）は、廃止する。

（略奪品の没収及報告に関する件の廃止に伴う経過規定）

第十一條　旧略奪財産の没収及報告に関する件（以下本條において「旧令」という。）第四條から第六條までの規定は、この法律施行前旧令第四條第一項の規定により都道府県知事が提出を命じた物については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

2　都道府県知事は、この法律施行前旧令第四條第一項の規定により没収した物でこの法律施行前連合国最高司令官からその任命し、又は承認した連合国（日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国をいう。）の使節団に引き渡すべきことを命ぜられたもののうちその引渡をしていないもの及びこの法律施行後前項の規定によりなおその効力を有する旧令第四條第一項の規定により没収した物でこの法律施行前連合国最高司令官から当該連合国の使節団に引き渡すべきことを命ぜられたものを当該連合国の政府に引き渡さなければならない。

（罰則に関する経過規定）

第十二條　第六條第五項及び前條第一項に規定する場合を除く外、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過的措置の政令への委任）

第十三條　第二條、第六條、第八條、第十一條及び前條に定めるものを除く外、この法律の施行に伴う必要な経過的措置は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十一條第十号を同條第十一号とし、同條第十一号を同條第十二号とし、同條第九号の次に次の一号を加える。

十　連合国財産の補償に関すること。

3　国が有償で譲渡した動産が略奪品として没収された場合の措置に関する法律（昭和二十五年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項の表中

旧軍港市国有財産処理審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、旧軍港市転換法（昭和二十五年法律第二百二十号）の規定に基く旧軍用財産の処理及び普通財産の譲渡に関する重要な事項について調査審議すること。

を

旧軍港市国有財産処理審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、旧軍港市転換法（昭和二十五年法律第二百二十号）の規定に基く旧軍用財産の処理及び普通財産の譲渡に関する重要な事項について調査審議すること。
連合国財産補償審査会	連合国財産補償法（昭和二十六年法律第二百六十四号）第十八條の規定に基く再審査の請求を審査すること。

に改める。

4　旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「借り換えたもの」の下に、保管者が旧外貨債処理法施行規則（昭和十八年大蔵省令、司法省令第一号）第十條第二項の規定により借り換えたもの及び質権者が同規則第十三條第一項の規定により借り換えたもの」を加える。

第七條第一項中「借り換えたもの」の下に、保管者が旧外貨債処理法施行規則第十條第二項の規定により借り換えたもの又は質権者が同規則第十三條第一項の規定により借り換えたもの」を加え、「及び株式会社横浜正金銀行、当該保管者及び当該質権者（当該保管者及び質権者についての前條第七項に規定するその者の包括承継人を含む。以下「借換代行者」という。）」に改め、「連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の規定にかかわらず、」を削り、同項第四号中「当該銀行」を「当該借換代行者」に改め、同條第三項中「第一項に規定する銀行」を「借換代行者」に改め、「借り換えたもの」の下に「、保管者が旧外貨債処理法施行規則（昭和十八年大蔵省令、司法省令第一号）第十條第二項の規定により借り換えたもの及び質権者が同規則第十三條第一項の規定により借り換えたもの」を加え、同條第四項から第六項まで中「第一項に規定する銀行」を「借換代行者」に改める。

第十一條第一項を削り、同條第二項の項番号を削る。

第十二條中「第七條第一項に規定する銀行」を「借換代行者」に改める。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案（内閣提出に関する報告書（最終号の附録に掲載）

当せん金附証票法の一部を改正する法律案

当せん金附証票法の一部を改正する法律

当せん金附証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

（政府の当せん金附証票の発売）

第三條　政府は、社会緊縮の増進のために要する費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、毎会計年度、三十五億円の金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、当せん金附証票を発売することができる。

第四條第一項中「都道府県議会」を「都道府県（特定市という。）の議会が、」を「特定市という。）は、」に改め、「て、当せん金附証票の発売に関する予算を議決し」を削り、「は、その議決され」を「の議会が議決し」に改める。

第六條第一項中「発売及び当せん金品の支拂又は交付」を「作成、売さばきその他発売及び当せん金品の支拂又は交付（以下「当せん金附証票の発売等」という。）」に改め、同條第二項中「当せん金附証票の発売及び当せん金品の支拂又は交付」を「当せん金附証票の発売等」に、「一定の手数料を支拂う」を「当せん金附証票の売得金のうち、左の各号に掲げる金額の合計額に相当するものを幹旋させる」に改め、同項に次の二号を加える。

一　当せん金附証票の売さばき及び当せん金品の支拂又は交付に対する一定の手数料相当額

二　前号に掲げるもの並びに当せん金附証票の購入者に支拂った当せん金及びその者に交付した当せん品の購入に必要な経費の

金額（以下「手数料相当額等」という。）を除く外、当せん金附証票の発売等に必要な一定の経費の金額。但し、手数料相当額等をもつてまかなわれるべき経費以外の経費で当せん金附証票の発売等に要したものの金額が当該一定の経費の金額に満たないときは、その要した経費の金額

第六條第三項中「前項の手数料率」を「前項第一号に掲げる手数料相当額の料率」に改める。

第七條第一項第二号中「発売及び当せん金品の支拂又は交付」を「当せん金附証票の発売等の事務」に改める。

第十四條中「当せん金附証票の発売及び当せん金品の支拂又は交付」を「当せん金附証票の発売等」に改める。

第十五條を次のように改める。

（受託銀行の当せん金品の支拂資金）

第十五條　受託銀行は、その発売の事務を委託された当せん金附証票の当せん金及び当せん金附証票の当せん品の購入に必要な経費については、当該当せん金附証票の売得金のうちから支拂うものとする。

第十六條の見出しを「（受託銀行の納付金）」に改め、同條中「売得金」の下に「のうち、その金額から当せん金附証票の購入者に支拂うべき当せん金の額及びその者に交付すべき当せん品の購入に必要な経費の金額並びに当該当せん金附証票についての第六條第二項第一号に掲げる金額及び同項第二号本文に規定する一定の経費の金額の合計額を控除した残額に相当するもの」を加え、同條に次の一項を加える。

2　受託銀行は、政府又は都道府県若しくは特定市の発売する当せん金附証票の当せん金品の債権が第十二條の規定により時効に因り消滅すべき日から二月をこえない範囲で大蔵大臣又は当該都道府県知事若しくは当該特定市の市長の指定する期間内に、左の各号に掲げる金額の合計額に相当する金額を、政府又は当該都道府県若しくは当該特定市に納付しなければならない。

一　当該当せん金附証票につき交付すべきであつた当せん金の合計額からその当せん金の債権の消滅の際までに支拂つた当せん金の合計額を控除した残額

二　当該当せん金附証票につき交付すべきであつた当せん品でその債権の消滅の際までに交付しなかつたもののその際における時価に相当する金額

三　当該当せん金附証票の当せん金品でその債権が時効に因り消滅したものについての第六條第二項第一号に掲げる金額

四　手数料相当額等をもつてまかなわれるべき経費以外の経費で当該当せん金附証票の発売等に要したものの金額が、当該当せん金附証票についての第六條第二項第二号本文に規定する一定の経費の金額に満たないときは、当該一定の経費の金額からその要した経費の金額を控除した残額

第十八條第三号中「当せん金附証票の発売及び当せん金品の支拂又は交付」を「当せん金附証票の発売等」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の当せん金附証票法の規定は、政府の発売する当せん金附証票については、昭和二十七年四月一日以後の日を発売日の初日とするものから、都道府県又は特定市の発売する当せん金附証票については、この法律施行の日から一月を経過する日以後の日を発売日の初日とするものから適用する。

3　昭和二十七年三月三十一日以前の日を発売日の初日とする政府の発売する当せん金附証票及びこの法律施行の日から一月を経過する日前の日を発売日の初日とする都道府県又は特定市の発売する当せん金附証票については、なお従前の例による。

4　この法律施行前した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

当せん金附証票法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律

国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項及び第四項中「又は地方税」を「若しくは地方税又は地方税に係る延滞金、延滞加算金、過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金」に改める。

第七條第一項第一号を次のように改める。

一　削除

第七條第一項第五号を次のように改める。

五　削除

第七條第二項中「第一号、」及び「第五号、」を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行前に国及び公団等（国庫出納金等端数計算法第一條第一項に規定する国及び公団等をいう。）が納入の告知をしたものに係る収納又はこの法律施行前に支拂義務の確定したものに係る支拂（国債証券に対する利子の支拂を除く。）については、なお従前の例による。

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔浅香忠雄君登壇〕

○浅香忠雄君　ただいま議題となりました四法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず第一に、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案について申し上げます。この法律案は、平和條約の締結に伴いまして、閉鎖機関令等大蔵省関係のポツダム命令四十五件中四十一件について、そのうち十三件をそのまま存続させ、また六件を改正して存続させるとともに、二十二件を廃止することといたし、これがため所要の措置を講じようとするものであります。

本案につきましては、本日質疑を打切りましたところ、自由党の奥村又十郎君より修正案が提出されました。修正案の骨子について申し上げますと、この法律案は、大体において平和條約の効力発生の日から施行することとなつているのでありますが、閉鎖機関整理委員会は、この改正法律によつて本年三月三十一日に解散されることが予想されますので、この部分に関する改正規定については公布の日から施行することといたそうとするものであります。

次いで、討論を省略の上、修正案及び修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、本案は起立多数をもつて修正議決されました。

第二に、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案について申し上げます。この法律案は、平和條約の締結に伴いまして、大蔵省関係のいわゆるポツダム命令のうち、連合国財産の返還等に関する政令、連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令、連合国財産である株式の回復に関する政令及びドイツ財産管理令について所要の改正を加えた上、これらを平和條約発効後も法律として存続させようとするものであります。

本案に関しましては、本二十八日質疑を打切り、討論を省略の上採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

第三に、当せん金附証票法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、政府及び地方公共団体が発売する宝くじについて、その発売に関する予算上の経理方法を簡明にし、あわせて政府の発売する宝くじについて、発売の目的を社会福祉の増進のために限定し、かつその発売の限度を法律に規定することとする等の措置を講ずることを目的としたものであります。

本案に関しましては、本二十八日質疑を打切り、討論を省略の上採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

最後に、国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、国庫金等の出納事務の簡素化をはかるため、地方税にかかる延滞金、延滞加算金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の端数計算を国税の場合と同様に取扱うとともに、国債の利子等に対し原則的に端数計算の方法を適用することにいたそうとするものであります。

本案に関しましては、本二十八日質疑を打切り、討論を省略の上採決いたしましたところ、起立総員をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（林讓治君）　討論の通告があります。これを許します。深澤義守君。

（深澤義守君登壇）

○深澤義守君　私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま上程になりましたポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案並びに当せん金附証票法の一部を改正する法律案に対しまして反対の意見を述べんとするものであります。

まず第一に、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関するこの法案についてでありますが、これは改正存続するものが六件、そのまま存続するものが十三件、廃止するものが二十二件、合計四十一件に関する問題でございまして、きわめて広汎に、そうしてきわめて重大な内容を含んでいるものであります。しかも、これらの省令、勅令並びに政令に基いて、数年間占領下の日本において実施されておつたのではございますが、これは現在まで、国会が何ら関知することのできないものであつたのであります。しかるに、このたび占領の状態から講和の独立態勢をとるという建前から、これを法律案として整理することになつたのでありますが、われ／＼は、日本が占領から独立態勢をとる建前から申しまして、今まで占領下において実施されましたところの政令並びに勅令等は、一応これを全部廃止いたしまして、けじめをつけまして、必要なものは一つ一つの法律案として国会の審議を求めるというやり方こそ、きわめて独立態勢にふさわしいところの立法措置であると考えるのであります。しかるに、政府は、これら四十一件を十把一からげにいたしまして、国会が十分な審議も盡すことができないような状態においてこれを法律化するということは、まことに国会の立法権を軽視するやり方であるとわれ／＼は考えるのであります。（拍手）占領態勢から独立態勢へ切りかえるというこの重大な転機にあたりまして、このやうな重大な問題が、まつたくどさくさまぎれに、十把一からげに決定されるということこそ、まさに講和態勢、独立態勢をつくり上げるといつていながら、事実は占領の継続がこの日本に行われるということを証左するになおあまりあるものがあると思うのであります。（拍手）

われ／＼は、この内容に関連して検討いたしますれば、第一番に、閉鎖機関として指定されました千八十八件の閉鎖機関があるのでありますが、この決算がいまだ二百六十件も完了していないのであります。われ／＼は、この閉鎖機関が、この数年間においていかに整理され、そうして今日どういう状態になつておるか、また未決算の二百六十件の閉鎖機関を今後いかにするかというようなことは、これは相当の審議を盡して、国民も国会も納得するような状態において解決して行かなければならない問題なのであります。

さらに、日本証券取引所の有価証券売買取引事業等が、いまだこれまた清算を完了していないというような問題があるのでありますが、政府答弁によりますれば、まことに重大な問題が含まれております。これらの問題につきましても、十分の審議を盡す必要があります。

さらに、外国為替資産の分離保管に関する勅令を廃止する政令でございますが、占領軍の命令によつて、日本銀行の中にあるところの金地金、白金あるいは貴金属等の処理の問題は、政府当局においても、当時全体としてどのくらいあつたかわからない。そうしてそれが、占領軍にそのまま接収をされておる。しかし、依然として日本銀行にそれが保管されておる。こうした問題も、まことに重大な問題を含んでおるのであります。外国の新聞等におきましては、この日本の、当時接収せられましたところの金地金、貴金属その他の問題について、とかくの批判が出ておるときに、日本政府はその内容を全然知らない、こういうような状態になつているのであります。われ／＼は、こういう問題も、国会の審議において十分明確にする必要があると考えるのであります。こういうことも、きない。

また、特別調達庁が現在終戦処理費を運営いたしまして、進駐軍の調達をやつているのでありますが、このたびの行政協定によつて、駐留軍の調達は日本政府を通ずして、直接調達するということになりますれば、もはやこの特別調達資金措置令も、あるいは特別調達庁も必要がないという結論になるのであります。政府が、この特別調達庁や特別調達資金措置令に基いて、当然

今後駐留軍の調達等が行われるであろうということを予想いたしまして、なおこれを存続するということは、まったく占領状態をそのまま継続して行く意図がはっきりこの辺にも現われておるのであります。

さらに、終戦直後において全国民の注視の的になりました臨時軍事費等の整理が、いまだやはり完了していない状態であります。百七十数億の金がいまだ明らかになっていない。これらの問題についても、国会が責任をもってその所在を明らかにし、その責任を明らかにすべきであるにかかわらず、これら重要な案件を十把一からげにして整理するということに対しましては、われ〳〵国民の負託を受けておりますところの国会といたしましては容認しがたい問題でございます。（拍手）

こういうような立場から、われ〳〵は、今度のこのポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案、またドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案に対しまして、断じて賛成することができないのでございます。

さらに当せん金附証票法の一部を改正する法律案でありまするが、これはいわゆる富くじの問題であります。宝くじの問題でございます。この宝くじを、今度社会福祉のために振り向ける資金を獲得するために発行するというのでありますが、宝くじの問題は、御承知のごとく、国民の零細な金を、射倖心をあおり立てて、賭博的性格をもつかき集めるところの金であります。この金で社会福祉の政府の事業をやると申しますれば、まさに賭博財政であるとわれ〳〵は言わざるを得ないのであります。これは、かつて、鼠小僧が盗んだ金を貧乏人にわけ与え、これが義賊であるといわれたのでありますが、まさに政府は義賊財政をやろうといたしております。われ〳〵は、今日の日本の状態において、植民地的な傾向が徐々に現われておると思う。賭博的な気分がそれを代表するものである。この賭博的な政策を、政府みずからが先頭に立ってやるということは、まさに日本の植民地化をますます深めるものであるという見地から、断じてわれ〳〵は賛成することができないのでございます。

以上を述べまして、日本共産党の立場を明らかにし、本法案に対しまして反対するものであります。（拍手）

○議長（林讓治君）　これにて討論は終局いたしました。

まずポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案、右両案を一括して採決いたします。ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案の委員長の報告は修正でありまして、他の一案の委員長の報告は可決であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林讓治君）　起立多数。よって両案とも委員長報告の通り決しました。（拍手）

次に当せん金附証票法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林讓治君）　起立多数。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

次に、国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林讓治君）　御異議なしと認めます。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

夏時刻法を廃止する法律案（中曾根康弘君外七十四名提出、夏時刻法を廃止する法律案（船越弘君外十一名提出）

○議長（林讓治君）　日程第一、夏時刻法を廃止する法律案、船越弘君外十一名提出、夏時刻法を廃止する法律案、中曾根康弘君外七十四名提出、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。労働委員長島田末信君。

〔島田末信君登壇〕

○島田末信君　ただいま議題となりました夏時刻法を廃止する法律案（中曾根康弘君外七十四名提出）及び夏時刻法を廃止する法律案（船越弘君外十一名提出）につきまして、労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

夏時刻法は昭和二十三年四月二十八日に制定されたものでありますが、当時の考え方といたしましては、この法律を制定することによって、国民生活において日光を十分に利用する習性を養い、もって一、国民保健の増進に寄与すること、二、電力、石炭等の重要資源を節約することをねらいとしたのであります。この法律実施の第一年目におきましては、制定の月日の関係上、特例として五月の第一土曜日から夏時刻が行われましたので、さしたる論議も起りませんでしたが、翌二十四年は、本来の規定通り四月の第一土曜日から夏時刻を実行いたしました。ところが、内閣におきましても、実施の状況を種々調査検討いたしましたところ、日光の活用による電力節約その他国民生活の改善、健康増進等に所期の好ましい効果を収め得たのであります。他方、実生活面において種々不都合な点のあることもまた明らかとなったのであります。ことに世論調査の結果を見ましても、大多数の意見が、その始期を二箇月遅らせることを希望していることが判明いたしました。そこで、昭和二十五年三月、法律の一部改正が行われ、始期は五月の第一土曜日からとされた次第であります。しかし

ながら、夏時刻は、その後の実施の経験にかんがみまして、労働者、農民及び家庭の主婦等の過労の原因となり、かえって能率を低下させるおそれもありますので廃止する必要があると認められ、議員提出議案として、夏時刻法を廃止する法律案が各派より提出され、労働委員会に付託されたのであります。

労働委員会におきましては、本二十八日、各案につきまして順次提案理由の説明を聴取いたしました。次いで質疑省略の動議を可決し、引続き倉石忠雄君より、中曾根康弘君外七十四名提出の夏時刻法を廃止する法律案及び船越弘君外十一名提出の夏時刻法を廃止する法律案の両案を併合し、題名、内容をそのままとして修正議決するよう動議が出され、これを多数をもって可決いたしました。

右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（林讓治君）　質疑の通告があります。これを許します。柄澤もと子君。

〔柄澤もと子君登壇〕

○柄澤もと子君　日本共産党を代表いたしまして、夏時刻法を廃止する法律案に対しての質疑を行うものでございます。

わが党は、アメリカ式生活様式を機械的に取入れまして、日本の国民の生活上に多大の不便をもたらして参りました夏時刻法に対しまして、まっ先にこれを取上げ、法律案の番号にも明らかに示されておりますように、第十七号として取上げられているものでございます。にもかかわらず、本法律案の審議並びに本会議に上程いたしますところの経過におきましては、まことに不可解なものがあるのでございます。

この法律が、日本の労働者並びに農民、学生あるいは家庭の主婦に対しましては、まことにその生活の上におきまして不便をきわめ、労働者あるいは学生を持ちますところの家庭の主婦は、朝三時から起きまして、弁当のしたく、出勤のしたく等をしなければならなかったのであります。さらに労働者に至りましては、早朝から深更まで、夜九時、十時までの労働強化がしいられまして、そのために非常な苦しみを得たのでございます。日本共産党は、この労働者階級並びに農民、家庭の主婦、学生の要求を取上げまして、そして機械的にアメリカ式様式を取入れるところの吉田内閣に対しまして、まず廃止することを先頭に立って主張しましたにもかかわらず、委員会におきましては、今期十時から委員会が開かれたのでございますが、ふしぎなことに、島田委員長は、理事会におきまして、出席の理事のみでこれを決定することができない、自由党の国会対策委員長であるところの倉石君の出席がなければこの方針の決定はできないということを言ったのでございます。私ども共産党は、自由党の党利党略によりまして、このような国民の生活に重大な関係のありますところの法律に対する委員会の審議の方針が左右されることに対しましては反対したのでございます。

自由党は、共産党が、全国民の要望であるところの、日本人が日本の時間を元にもどして、これを生活の基準として実施するということに対しまして、日本共産党はソビエトの手先であるから、一緒に行動することはできないということを申します。そして、法案の審議につきましても、周章狼狽いたしまして、一括提案――改進党、社会党、農民協同党とともに提案することとする、取下げるということにいたしまして、委員部の者を呼びまして、議事課にもどしたのでございます。ところが議事課では、これを取上げるには――のオーケーをとらなければならない。――のオーケーがさようは間に合わない。それだから、理事会で決定した方針を実行できない。運営委員会を開き直して、――のオーケーをもらって、もう一度やり直すことができない。それだから、もう一ぺん理事会を開き直すということになりまして、今度はまた十二時過ぎまで、このようなことにかかったのであります。労働委員会といたしましては、労働法規の改悪の問題があり、行政協定にからみますところの日本人労働者の基本的な権利の問題があり、重要な審議をしなければならない、あるいは検討しなければならないところの議題あるいは法案をたくさん持っておりますのにかかわらず、半日以上このようなことに費してしまったのであります。

一時過ぎになりまして、再び委員会を開きまして――そうして今度は共産党の提案いたしましたところの法案を見ましてから、続いて、次々とあとから提出してきましたところの法案を諒するために、私どもを除いて、質疑も討論も打切って――倉石君が緊急動議を出しまして――質疑も討論もあらゆる打切って、改進党、社会党並びに農民協同党、さらに自由党の共同提案を一括審議、討論打切りという形で、本会議に上程したのでございます。このことは、日本国民が日本の時間に帰る、日本の生活様式を守る、アメリカ式様式を押しつけられることに対しての反対、これをまっ先に取上げて闘っている日本共産党を除外して、自分たちがこの要求を取上げたという見せかけをするために、非常な無理をして、時間を浪費して、島田委員長を飾りものにして、倉石君が自分の政党の党利党略によって委員会を強行したのでございます。これは許すべからざることであります……。

○委員長（林讓治君）　柄澤君、お約束の時間が来ましたから……。

○柄澤もと子君（続）　委員長に対しましては、私どもは、このような審議の経過、このような委員会の運営、議員の発議権の基本的な侵害に対して、どんなふうにお考えになっておるかということを質問するものでございます。国民の要求を取上げて政党が提案したものに対して、あとから出しましたところの政党が、これを押しのけて、そうして質疑も討論もやらせずに打切る。しかも、自由党並びに改進党、農民協同党、社会党の諸君が全会一致で……。

○委員長（林讓治君）　柄澤君、お約束の時間が経過いたしました。

○柄澤もと子君（続）　政党を超越して国民の要望を取上げようというのに対して、このような横暴な態度をとりますことに対しては、委員長御自身も……。

〔「質問じゃない」、「議長、注意」と呼び、その他発言する者多し〕

○委員長（林讓治君）　柄澤君、質疑の範囲を越えないように願います。

○柄澤もと子君（続）　これに対しては御納得できないと思うのでございます。共産党議員のみではなく、日本の国会議員の発議権の基本的な確立のために、あえて私どもはここにおいて質疑を提出する次第でございます。

以上をもちまして質疑の趣旨を述べる次第でございます。

〔島田末信君登壇〕

○島田末信君　ただいまのは、どこに質疑の要点があったかはっきりいたしませんが、おそらく併合修正をやったことに対して御異存があるのだろうと思います。従来しばしば、各派から提案されたこの種の議案に対しまして併合修正をやった前例は十分あるのであります。さらに、この議案の取扱い方につきまして、本日理事会を開きましたところ、自由党及び改進党の提案になるこの二案を併合修正すべしということにきまった次第であります。私は理事会の多数決通り事を運んだ次第であります。（拍手）

○議長（林讓治君）　これにて質疑は終了いたしました。

採決いたします。委員長の報告は、両案を併合して一案となし、修正議決したものであります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林讓治君）　御異議なしと認めます。よって委員長報告の通り決しました。

明二十九日は定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十二分散会

――――――

出席国務大臣
労働大臣　吉武　惠市君
厚生大臣
国務大臣　山崎　猛君
出席政府委員
大蔵政務次官　西村　直己君
農林政務次官　野原　正勝君

朗読を省略した報告

一、昨二十七日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法
商船管理委員会の解散及び清算に関する法律
船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律
失業保険法の一部を改正する法律
漁船損害補償法
漁船損害補償法施行法
ポツダム宣言の受諾に伴い[illegible]る命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律
所得税法の一部を改正する法律
法人税法の一部を改正する法律
相続税法の一部を改正する法律
物品税法の一部を改正する法律
砂糖消費税法の一部を改正する法律
一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律
財産税等収入金特別会計法を廃止する法律
資金運用部預託金利率の特例に関する法律
漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律
漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律
国立学校設置法の一部を改正する法律
閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律
捕獲審検所の検定の再審査に関する法律

一、昨二十七日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。
昭和二十七年度一般会計予算
昭和二十七年度特別会計予算
昭和二十七年度政府関係機関予算

一、昨二十七日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は国家公安委員に花井忠君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。
よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、昨二十七日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
大蔵省銀行局総務課長　福田、久男
内閣総理大臣官房監査課長　栗山　廉平

一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、昨二十七日議長において承認した福田久男を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十七日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
法務委員会
理事　田万　廣文君（理事田万廣文君去る六日委員辞任につきその補欠）
厚生委員会
理事　丸山　直友君（理事丸山直友君去る二十日委員辞任につきその補欠）
理事　岡　良一君（理事岡良一君去る二十五日委員辞任につきその補欠）
通商産業委員会
理事　今泉　貞雄君（理事多武良哲三君昨二十七日理事辞任につきその補欠）
懲罰委員会
理事　石田　一松君（理事石田一松君去る十八日委員辞任につきその補欠）
理事　石井　繁丸君（理事石井繁丸君去る十三日委員辞任につきその補欠）

一、昨二十七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員
森下　孝君　苫米地義三君
鈴木　義男君　小平　忠君
人事委員
平川　篤雄君
地方行政委員
今村長太郎君　門司　亮君
法務委員
角田　幸吉君　梨木作次郎君
成田　知巳君
外務委員
戸叶　里子君　武藤運十郎君
大蔵委員
森山　欽司君
水産委員
佐々木更三君
郵政委員
江花　靜君　船越　弘君
電気通信委員
猪俣　浩三君
労働委員
山本　久雄君　石田　一松君
川崎　秀二君　早稲田柳右エ門君
川島　金次君
建設委員
田中織之進君
懲罰委員
早川　崇君　石川金次郎君
田中　堯平君

一、昨二十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員
江花　靜君　平川　篤雄君
門司　亮君
人事委員
苫米地義三君
地方行政委員
角田　幸吉君　鈴木　義男君
法務委員
今村長太郎君　田中　堯平君
猪俣　浩三君
外務委員
川島　金次君　成田　知巳君
川崎　秀二君
大蔵委員
早稲田柳右エ門君
水産委員
田中織之進君
運輸委員
熊本　虎三君
郵政委員
森下　孝君　山本　久雄君
電気通信委員
武藤運十郎君
労働委員
船越　弘君　早川　崇君
中曾根康弘君　森山　欽司君
戸叶　里子君
建設委員
佐々木更三君
懲罰委員
石田　一松君　石井　繁丸君
梨木作次郎君

一、昨二十七日議員から提出した議案は次の通りである。
領土に関する決議案（床次徳二君外六十七名提出）

一、昨二十七日内閣から提出した議案は次の通りである。
裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案
平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案
平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案
設備輸出為替損失補償法案
外資に関する法律の一部を改正する法律案
道路交通取締法の一部を改正する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案

一、昨二十七日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。
優生保護法の一部を改正する法律案

一、昨二十七日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。
捕獲審検所の検定の再審査に関する法律案

一、昨二十七日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
貴金属管理法の一部を改正する法律案
貸付信託法案

一、昨二十七日委員会に付託された議案は次の通りである。
道路交通取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第一三二号）
地方行政委員会 付託
裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一二五号）
平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案（内閣提出第一二六号）
平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案（内閣提出第一二七号）
以上三件 法務委員会 付託
設備輸出為替損失補償法案（内閣提出第一二八号）
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案（内閣提出第一三三号）
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案（内閣提出第一三四号）
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案（内閣提出第一三五号）
以上四件 大蔵委員会 付託
優生保護法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第一号）
厚生委員会 付託
捕獲審検所の検定の再審査に関する法律案（内閣提出第四七号）（参議院送付）
運輸委員会 付託
夏時刻法を廃止する法律案（井之口政雄君外二十二名提出、衆法第一七号）
夏時刻法を廃止する法律案（中村根康弘君外七十四名提出、衆法第一八号）
夏時刻法を廃止する法律案（船越弘君外十一名提出、衆法第一九号）
以上三件 労働委員会 付託
外資に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一三一号）
経済安定委員会 付託
一、昨二十七日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
貴金属管理法の一部を改正する法律案（内閣提出第一二九号）（予）
貸付信託法案（内閣提出第一三〇号）（予）
以上二件 大蔵委員会 付託
一、昨二十七日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案
住民登録法施行法案
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案
森林法等の一部を改正する法律案
信用金庫法の一部を改正する法律案
一、昨二十七日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
郵便為替法の一部を改正する法律案
工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案
日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案
連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案
租税特別措置法等の一部を改正する法律案
資産再評価法の一部を改正する法律案
通行税法の一部を改正する法律案
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案
海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律案
一、昨二十七日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
急傾斜地帯農業振興臨時措置法案
（坂本實君外四十六名提出）
一、昨二十七日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案
農業改良助長法の一部を改正する法律案
一、昨二十七日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
捕獲審検所の検定の再審査に関する法律案
一、昨二十七日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案
漁船損害補償法案
漁船損害補償法施行法案
物品税法の一部を改正する法律案
一、昨二十七日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
商船管理委員会の解散及び清算に関する法律案
船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律案
失業保険法の一部を改正する法律案
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案
所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
砂糖消費税法の一部を改正する法律案
一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案
財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案
資金運用部預託金利率の特例に関する法律案
漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案
漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律案
閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律案
昭和二十七年度一般会計予算
昭和二十七年度特別会計予算
昭和二十七年度政府関係機関予算
一、昨二十七日提出した緊急質問は次の通りである。
京都騒じよう事件の真相に関する緊急質問（小川半次君提出）

衆議院会議録第十八号中正誤

頁	段	行	誤	正
二四三	三	一六	前各号	前各項

衆議院会議録第十九号中正誤

頁	段	行	誤	正
二七三	上	二七	大瀬村	六瀬村
二八〇	〃	三	豆酸村	豆酘村

衆議院会議録第二十号中正誤

頁	段	行	誤	正
二九三	四	一五・一六	「第三号」を「第五号」	「前条第一項第一号から第三号」を「第十八条第一項第一号から第五号」
二九五・一	一		貸金業者	貸金業等
〃	〃	七	国庫出納金	国庫出納金等

衆議院会議録第二十一号中正誤

頁	段	行	誤	正
三〇二	三	七	欠員のときは、その職務を行う。	欠員のときはその職務を行う。
〃	四	一七	あらかじめ、	あらかじめ
三〇三	五	一八	添付	添附

衆議院会議録第二十二号中正誤

頁	段	行	誤	正
三一六	五	一六・一七	船舶及漁船	船舶及び漁船
三一七	二	一〇・一四	保全	保有
三二四	〃	一六	に適用があこものとする。	に関して適用があるものとする。

定価一部十円（送料実費）
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五 印刷庁
電話九段(33)一一五九 振替東京一九〇〇〇
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可